

平成26年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成26年3月10日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

	12番	西山	猛	君
	16番	中澤	猛	君

出席説明者

市	長	山口	伸樹	君
副	市長	久須美	忍	君

教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	深 澤 悌 二 君
総 務 部 長	阿久津 英 治 君
市 民 生 活 部 長	小 坂 浩 君
福 祉 部 長	小松崎 栄 一 君
保 健 衛 生 部 長	安 見 和 行 君
産 業 経 済 部 長	神 保 一 徳 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 田 幸 孝 君
市立病院事務局長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	塙 栄 君
消 防 長	小 森 清 君
会 計 管 理 者	高 安 行 男 君
岩 間 支 所 長	海老沢 耕 市 君
市 民 活 動 課 長	内 桶 克 之 君
市 民 活 動 課 長 補 佐	岡 野 洋 子 君
建 設 課 長	市 村 克 巳 君
建 設 課 長 補 佐	入 江 康 彰 君
建 設 課 長 補 佐	横 手 誠 君
まちづくり推進課長	中 村 公 彦 君
まちづくり推進課長補佐	渡 辺 光 司 君
生 涯 学 習 課 長	河原井 規 夫 君
生 涯 学 習 課 長 補 佐	沼 野 剛 君
総 務 課 長	櫻 井 史 晃 君
総 務 課 長 補 佐	柴 田 常 雄 君
学 務 課 長	園 部 孝 男 君
学 務 課 長 補 佐	渡 部 明 君
高 齢 福 祉 課 長	中 沢 英 夫 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	長谷川 康 子 君
環 境 保 全 課 長	笹ノ間 宏 君
環 境 保 全 課 長 補 佐	青 木 秀 夫 君
農 村 整 備 課 長	野 口 文 男 君
農 村 整 備 課 長 補 佐	伊勢山 裕 君
健 康 増 進 課 長	山 田 千 宏 君
健 康 増 進 課 長 補 佐	下 條 かをる 君

商工観光課長	清水博君
商工観光課副参事	小沢敦君
商工観光課長補佐	鈴木武君
農政課長	田中仁士君
農政課長補佐	柳原克之君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

---

### 議事日程第3号

平成26年3月10日（月曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第38号 笠間市安全な飲料水の確保に関する条例について  
議案第39号 工事請負契約の締結について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）
- 日程第3 一般質問

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第38号 笠間市安全な飲料水の確保に関する条例について  
議案第39号 工事請負契約の締結について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）
- 日程第3 一般質問
- 

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

○議長（小園江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は12番西山 猛君、16番中澤 猛君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君を指名いたします。

---

### 議案第38号 笠間市安全な飲料水の確保に関する条例について

### 議案第39号 工事請負契約の締結について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）

○議長（小藺江一三君） 日程第2、議案第38号 笠間市安全な飲料水の確保に関する条例について、及び議案第39号 工事請負契約の締結について（稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事）を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第38号 笠間市安全な飲料水の確保に関する条例について、及び議案第39号 工事請負契約の締結についてについての提案理由を申し上げます。

議案第38号は、茨城県安全な飲料水の確保に関する条例の改正により、小規模水道及び飲用井戸等の設置及び管理については、町村のみが規制対象となったため、市において独自に条例を制定するものであります。

議案第39号は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民生活部長及び教育次長から説明させますので、よろしくお願

いたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 議案第38号 笠間市安全な飲料水の確保に関する条例について説明いたします。

まず、本条例の目的は、第1章総則、第1条にありますように、法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道、以下、小規模水道という、並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の敷設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し、必要な事項を定めることにより安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することとしております。

第3条で、小規模水道等及び飲用井戸等の設置者は、飲料水が人の健康に及ぼす影響について十分に認識し、自らの責任において安全な飲料水を供給する責務を有するとしています。

第2章小規模水道、第7条において、小規模水道の敷設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならないとしています。

第3章小規模専用水道及び簡易専用水道、第18条では、小簡易専用水道または簡易専用水道の敷設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に規則で定めるところにより市長に届け出なければならないとし、敷設工事着手前の届け出を義務づけております。

第4章飲用井戸等、第22条飲用井戸等の設置者は当該水道の敷設工事が竣工し、給水を開始しようとするときは水質検査を行うよう努めなければならないとしております。

第7章では罰則を規定しております。第31条第13条の規定に違反した者は30万円以下の罰金または過料に処するとし、以下、第32条から第34条においても違反内容によってそれぞれ罰則を規定しております。

なお、附則にありますように、本条例は平成26年4月1日から施行します。以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 教育次長塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 議案第39号 工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、国の補正予算により、前倒し事業として実施する稲田中学校校舎耐震補強及び改修工事の契約でございます。

工事概要としましては、耐震診断結果に基づき、稲田中学校校舎の耐震補強工事及び防水、外壁、塗装、トイレなどの改修工事を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、2月25日に一般競争入札を行い、最低入札者である株式会社関根工務店と3月4日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は1億9,224万円、うち消費税が1,424万円でございます。

契約の相手方は、水戸市常磐町2丁目3番17号、株式会社関根工務店、代表取締役関根貴雄でございます。

なお、工期につきましては議決の翌日から230日間でございます。以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 第38号 笠間市安全な飲料水の確保に関する条例の第5条に6項目あって、水質についての項目だと思うんですが、私はここに放射性の問題というのを入れるべきだと思うんですが、どうでしょう。その辺を。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） この条例につきましては、権限移譲によって実施するもので、そのまま県の基準に従って、特別市では上乘せとか削除を考えておりませんので、そのまま従来の県の基準に従っております。今後ともそのつもりでおります。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） これ、条例として市の条例なんですよね。県からこういうふうなものが示されたというのはわかりますけれども、市の条例として、例えば今週報にはちゃんと載っていますね。笠間市の水道源の放射能測定値というのがよく載ってきてあるわけですが、こういうような小規模とはいえ、井戸やいろいろなものを使って、各所にできるところに対しては、それを省いていいかどうかというのは今問題だと思うんですよ。やはりここに1項目加えて、定期的に放射線量の測定をするということを私は必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） その件はあくまでも水道管理者の努力義務になりますので、余り市の方で負担を強いるというのはいかがかと思っておりますので、特に放射能については触れておりません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） この項目を見て、いろいろと、シアンとか水銀とかフッ素とかフェノール、その他いろいろな、こういうふうな項目があるわけですね。負担を強いらなと言ったって、実際にこれがかかるとなったら大変なことなんです。こういうようなことはやっておいて、負担がかかるから放射線は必要ないということは私はないと思うんですね。やっぱり放射線というのは今最大の問題になって、いろいろな人が関心を持っ

ているわけですから、こういう飲用水については、私は1項目載せておくべきだと思うんです。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） ただいまの5条の2項にもありますように、「水質基準に関する省令の定めるところによる」とありますので、これに従った基準にしております。ですから、鈴木（貞）議員のご指摘について、放射能について新たに追加する考えはございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君の質疑を終わります。ほかにありませんか。10番鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） まだ中を詳しく読んでいないので的外れの質問かもわからないですけれども、第22条飲用井戸等の水質検査等という条文があります。この中で、定期及び臨時の水質検査を行うよう努めなければならないという文言があります。

具体的な例を出しますと、先般の震災のときに、我々の方へ相当清水をくみに来た方がいらっしやった。そういったこともありまして、災害用として地域内の三つの井戸をだれでも使えるような形にしたいということで準備を進めています。この場合に飲用井戸というのは、この条文に該当するのかどうか、それと定期、不定期というのは、頻度はどういったものなのか、この辺がはっきりしていませんので、回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 災害時に使用する場合かどうかということですが、まだ役所の中でも正確な決めはないんですが、やはり緊急時の場合はこの限りでない運用となるるかと思えます。

○10番（鈴木裕士君） 検査の頻度。

○市民生活部長（小坂 浩君） 検査の頻度につきましては、22条にありますように、竣工した後に最初に行うという、それを努力義務としておりますので、その後の頻度については特別うたっておりません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） この条文ちょっと読んでみなさいよ。「定期及び臨時の」という表現がありますよね。今の答えと全然反するんじゃないですか。今の回答のようならば、この文言は必要ないですよ。わかります、定期及び臨時の水質検査を行うように努めなければならないと。全然言っていることと違うんじゃないですか。

○市民生活部長（小坂 浩君） 失礼しました。

○議長（小藺江一三君） ちょっと待って。発言、いつ許可しましたか。市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 条文の最初にありますように、努力義務ですので定期的にやっていただければというふうに理解していただければと思います。定期というのは、1年であるとか、2年であるとか特別な決めはございませんが、そのように管理をしてい

ただきたいということでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 今後ろの方で声がしていますように、これをやらなかったら罰金の対象になるんじゃないですか。この条文が罰金の対象になるかどうか、その辺まではつきり読んでないからわからないですけども、今の回答のように適当にやっていて、条例違反だよということだってあり得ますよね。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 鈴木（裕）議員の指摘の内容については、運用規則で行うように定めてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君の質疑を終わります。ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託をいたします。

---

## 一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、先の定例会に引き続き、試行的に一問一答方式を取り入れ、従来の一括質問・一括答弁方式、一括質問・一問一答方式、及び最初から一問一答方式の3方式から選択制といたします。

また、発言時間は従来の一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間は30分以内とし、それ以外の一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣言をし、私の許可を得て質問内容を深めていただきたいと思います。

さらに、議員、執行部とも、わかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださるようお願いを申し上げます。

それでは、最初に、5番石田安夫君の発言を許可いたします。

○5番（石田安夫君） 初めての席なのでちょっと緊張しております。どうかよろしくお願いたします。

5番、通告いたしました順に従いまして、一般質問を行います。

初めに、東日本大震災からあしたで3年を迎える。いまだに27万人が避難生活を送っている。全ての被災者が当たり前の日常生活が送れるように、復興のさらなる加速を願うばかりです。心よりお見舞いを申し上げます。

3年が過ぎ、見えてきた国の制度の劣化、復興庁はできておりますが、まだまだ縦割り行政でスピードがない、地域の実情を取り入れて進んでいないのがよくわかります。

しかしながら、笠間市において、3年を振り返りますと、防災拠点の整備、施設の耐震化、前倒しで進められていただいております。

笠間支所は3月に旧法務局に移転をし、また教育委員会庁舎は27年度に建設予定です。建物の復興は大体これで終わります。国と違い、笠間市は地域の実情を取り入れて進んでいることがよくわかります。

それでは、一般質問をいたします。一問一答方式で伺います。

初めに、防犯灯のLED化について伺います。

24年度に防犯灯のLED化にと一般質問を行いました。25年度に市管理の防犯灯のLED化を進めていただき、大変感謝いたします。また、行政区の防犯灯のLED化については、区長会と話し合いをし、電気代の低減をしてほしいと訴えたところ、26年度に行政区管理の防犯灯のLED化を進めると伺いました。本年度の具体的な対応について、伺います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） ただいま5番石田委員から質問がありました本年度の対応でございますが、本年度というのは26年度と理解しておりますので、その前提でお答えいたします。

行政区では、電気料金の値上がりによって、防犯灯電気料金の負担が多くなってきており、また電球交換等の維持管理の経費もふえてきている状況にあります。そこで防犯灯のLED化によって、消費電力は約4分の1、電気料金は約2分の1となるため、省エネルギー化による地球温暖化防止及び電気料金の負担軽減を図ることができます。

防犯灯の電気料金は定額制であり、蛍光灯型、コンパクト型防犯灯は40ワットまでの消費電力で、電気料金は1基当たり年間3,600円程度かかっていますが、LED化すれば10ワット以下の消費電力となり、1,700円程度の電気料金になります。

さらに、LED化の手法として、10年間一括リース方式を選択することで、10年間の修繕費用はリース会社が負担するというメリットがあることから、市では今年度、25年度です、市管理防犯灯1,100基を先行的に一括リース方式でLED型に交換いたしました。

行政区管理防犯灯につきましては、昨年12月に議員のご指摘のように行政区の区長説明会を開催し、防犯灯のLED化について調査書を提出していただきました。

提出していただいた行政区は319のうち288区で90%であり、回答をいただいた行政区の84%に当たる243区から参加したいとの回答をいただいたところですが、まだ未提出になっている行政区が31区あることから、再度の通知や電話等により対応しているところでございます。

このようなことから、26年度に実施予定の行政区管理防犯灯のLED化については、行

政区防犯灯の9割に当たる約6,700基を10年間一括リース方式でLED型に交換する予算を計上しております。

10年間一括リース方式では、1基の交換費用が2万4,600円を想定し、行政区の負担額は1万円に固定して、市が残りの1万4,600円を負担する考えで実施するものであります。

さらに、リース方式であることから、行政区負担額の1万円を10年間で分割することになるため、1基当たり年間1,000円の負担でLED型に交換できることになり、行政区にとってはメリットがある制度となっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） これは結構でございます。何%でしたっけ。31カ所、ちょっと聞き漏らしたか、わかりませんが、10%ぐらい実施しないみたいなんですけれども、この区に関して、要するに、ことし26年度に90%の行政区が全部LED化になって、10%が残ってしまう。来年もう一回LED化するののかというと、その辺も難しいと思うんですよ。一括でやるから安くなるわけで、実施しない行政区に対しての対応を具体的に教えてください。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） ちょっと補足しますけれども、先ほど31区というのは調査票が未提出ということで、まだこれからその意思を再度確認して、その中でも、もちろん取り組みたい意思があるところは取り入れていきたいと思っております。

それから、27年度以降なんですけど、参加しないという行政区について、27年度からは31年までの5年間において、1基当たり工事費の2分の1、上限1万2,000円の補助事業を活用してLED化を進めていただくこととなります。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 一応27年度から半分は自分のところで出せということですよ。ところが、前もってやった9割の方のところは年間1万円で、10年間で1万円ということは高いんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

次に移りますけれども、27年度からどうのこうのと今部長が申しましたけれども、追加する場合、例えばやっぱりこの辺が危険だという、区で言うと1基とか2基とか追加する場合、大きな区であれば五、六基の場合もあるかもわからない。そういう場合は、費用について今みたいに1万2,000円が補助されるのかな。それとも2万4,800円でしたっけ、600円でしたっけ、その辺の回答をいただきたいんです。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 各行政区で追加の場合ということなんですけど、26年度に限りましては、新規も一括リース方式に組み入れる形で進めたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 新規の場合はわかりますけれども、27年度からはリースができな

いわけでしょ。だから、逆に言うと、区でプラスアルファ、1基つけるのに2万4,600円でしたか、できるわけで、補助としてはさっき言ったように1万2,000円くらいの補助が出せるということなんだけれども、実際にリースですずっと10年間やるところは1基1,000円でできているわけなので、その辺の、変な話だけれども、1万円と1万2,000円のものというのはどういうふうに考えているのか。

○議長（小藺江一三君） 市民活動課長内桶克之君。

○市民活動課長（内桶克之君） 今のご質問でございますが、12月の説明のときに、行政区に対しては、一括リースでやるときに、市は1万4,000円ほどを持つ、また、行政区では1万円を分割でできるということで説明をして、どうしても参加できないところについては、その後27年度から1万2,000円の補助で行いますということを明言して参加していただいているということになっております。

です。行政区での理由としては、せっかくコンパクト型に交換したのでということで、それを重視した行政区もありますし、自分のところで後でやるということもあるので、それは選択の中でやっておりますので、十分その部分は説明してやっておりますので、後からやるところには27年度以降1万2,000円を補助してやると。また、新規についても2基ほど新規を追加できるような制度としておりますので、そこら辺で交換してもらおうということでございます。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） この質問については終わります。ありがとうございました。

次に、国道355号バイパス及び来栖・本戸線について、伺います。

本年度整備について、1点として、国道355号バイパスの橋を含めた整備状況を伺います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 5番石田議員のご質問にお答えをいたします。

国道355号バイパスの橋を含めた整備状況についてのご質問でございますが、現在県におきまして、国道50号から主要地方道、笠間つくば線までを優先整備区間といたしまして進められており、平成25年4月までに国道50号からJR水戸線に架かる来栖跨線橋を経て、市道来栖・本戸線までの約2.3キロ区間が供用開始をされております。

現在は涸沼川橋の上部工工事や前後の改良工事が進められており、平成26年度中に主要地方道笠間つくば線までの約900メートル区間の供用が開始されると伺っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） そうすると、今までできた来栖までの陸橋というか、河川過ぎから下市毛のつくば線のところまでつながるといことだと思えますけれども、本当に橋がなかなかできなくて、ずっと地元の方も大変困っていたんですけれども、26年度中にできるということで、ある意味でほっとしているんですけれども、その先の部分、用地の取

得とか、いろいろな部分が相続があったりとか、いろいろな部分で話は聞いておりますけれども、残りの下市毛から手越の区間はどのような現状なのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 残りの工事についてでございますけれども、現在、用地取得が完了している区間の整備を順次進めているところでございます。JR水戸線をまたぐ下市毛の跨線橋、また現在、工事着手に向けてJRと県の方で設計・施工協議を進めていると伺っております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 県の方とJRの方であそこの橋をどうにか早くしようということなんですけれども、これ、年次的には、大体買い上げ等もほとんど済んでいるような状態だと思うんですけれども、どのくらいの、これは国道なので、何年までにできるという返事はできないと思うんですけれども、年次としてあと2年かかるのか、3年かかるのか、その辺は大体の予測というのはちょっとおかしいですけれども、変な話だけれども、あと5年かかりますよという明確な答えが出てくれればありがたいんですけれども、やっぱりあの地域の方がもう長年ずっと心配しているものですから、地元の説明会も多分していると思うんですけれども、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 完成年度は、時期はというご質問でございますけれども、先ほど申しましたように、現在用地買収を実施をしております。ほぼ90%以上は取得しております。現在、相続関係で事務処理を行っているところでございまして、現在、用地取得の進捗や先ほどの跨線橋のJRとの兼ね合いがあるため、全線の供用時期については、この時点では明確に示すことができない状況でございますので、市といたしましても、早期全線開通に向けて取り組むよう、県に要望をしまいたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） わかりました。よろしく、なるべく早く、やっぱり9割の方が代替用地もできているという話なので。

次に、来栖・本戸線は予算が5,000万ほどであり、26年度の予算は5,000万で、繰り越しが多分1億ぐらいあったと思うんですけれども、その部分の実施する計画はどの辺なのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 来栖・本戸線につきましては、平成25年4月に来栖地区の国道355バイパスからフルーツラインまでの一部区間を供用開始をしているところでございます。

今年度平成26年度の計画でございますけれども、繰越予算と合わせまして約9,000万の工

事費によりまして、稲田地区の大古山土地改良事業区域内の延長800メートルの工事を進めていく状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） そうすると太古山の土地改良区を含めたあの地域から、向こうの稲田の方からずっと入ってくるということなんですけれども、そうすると27年度の耕作に支障がないようにという話なんですけれども、そうするとフルーツラインから本戸の方に行く道路、向こうから攻めてくるわけなんですけれども、実際にこちらから本戸の方に行く年次的な、ある意味で全部開通するということなんですけれども、これ、わかればお願いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 来栖地区のフルーツラインから本戸方面というご質問でございますけれども、この路線につきましては、稲田地区の今お話ししました土地改良区間までの1,500メートル区間の事業用地取得に現在努めているところでございます。用地買収が完了次第、事業の進捗を図っていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 一応、話はわかりました。なるべく早く、私も来栖なので、やっぱりいつなんだというのがずっと聞かれていまして、これで言うと27年度に太古山からずっと来るという話なんですけれども、最終的な1,500は多分フルーツラインの方から本戸方面に、多分山を削っていくんだと思うので、その辺なるべく早く、地元の方が大変心配しておりますので、片や来栖の上郷の方も、上中下の方はできているので、なるべく早くつなげてほしい。または先ほど申した355バイパスにもつながっておりますので、こっちがつながらない限りは稲田地区の方は余り利便性がないので、一刻も早くぜひお願いしたいと思います。以上、これでこの質問は終わります。

3番目ですけれども、ホテルステノの撤退について、伺います。

事業者から、市場調査などにより宿泊事業での採算性や温泉採掘調査による温泉採掘のリスクが非常に高いということで、市に対し辞退届が提出されております。

私は基本的にこの会社の資金力、あと、会社の規模が余りにも小さすぎたと思っております。

温泉採掘調査についても、もうちょっと広範囲に広げて、今はちゃんと放射線調査ができて、亀裂がはっきり見つけられるという、昔に比べてリスクが非常に小さくなっております。

そこで、今回の公募について、反省点を伺います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 石田議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、反省点のご質問でございますけれども、昨年2月に旧井筒屋の運業者と

いたしまして選定いたしました株式会社ステノと提案内容に基づく事業の実施に向けて協議を続けてまいりましたが、結果といたしまして、提案事業者である株式会社ステノからの辞退を招いたこと、また、違約金等について契約などによる詳細に取り決めがなかったことが反省点であると考えております。

また、事業者から市場調査などによる宿泊事業での採算性や温泉掘削調査による温泉掘削のリスクが非常に高いということで、市に対しまして辞退届が提出をされたところでございます。

今回の辞退は市といたしても遺憾に思うところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 次に、事業計画について、伺いたいと思います。

宿泊事業と温泉事業を併用して、ある意味で笠間市民は待ち望んでいた、ある意味で市民に夢を与えたすばらしいものだと私は考えております。本市の考えを伺います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 事業についての市の考え方のご質問でございますけれども、古くから観光の笠間の顔であった大規模な宿泊施設が東日本大震災によりまして廃業となり、門前通りの衰退が顕著になっている現在、そのにぎわいを取り戻す今回の事業計画には、まちなか再生のための重要事業として位置づけ、国の補助金制度を申請するなど、実現に向けた官民協働で推進をしてきたところでございます。

今後につきましては、早急に新たな運営業者の確保に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 一応、新たな事業者ということなんですけれども、さっきの事業計画も含まれますけれども、宿泊事業、温泉事業を併用した事業計画を引き継ぐ業者を含めた選定をぜひお願いしたい。本市の、笠間市の考えを伺います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 事業者の募集についてでございますけれども、株式会社の辞退を受けまして、市といたしまして、旧井筒屋の事業運営について興味を示す民間業者等に打診をしているところでございますけれども、現在事業者を決定するまでには至ってはおりません。今後も事業者が早期に決定できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、市といたしましては、ステノから提案がありました温泉掘削による温浴施設や宿泊施設などの事業計画を継承していただけるような事業者を希望するところではございますけれども、市場調査などから、宿泊施設で採算ベースに乗せることが難しいことや、温泉掘削にはリスクがあることなどから、当面は地域の活性化に寄与するような飲食店等を中心とした事業提案でもやむを得ないと考えているところでございます。

宿泊施設につきましては、段階を踏んで検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） すばらしい業者が現われてくれれば一番いいんですけども、やっぱりあれだけの事業計画を出されて、笠間市民も、本当に、ああ、やっと笠間もよくなるのかという感じで、僕らも本当に期待をしていたんですよ。

温泉の採掘のリスクがどうのこうのという話がありますけれども、今ははっきり、ここに温泉が出るよという、明確に放射線検査をやれば、どこに系図があるかはっきりわかる時代なんですよ。だからそういう業者をぜひ選んでほしい。

飲食店ということでございますけれども、確かに井筒屋さん、また陶芸の公園があって、日に何百人という方が、笠間市民は訪れておりますけれども、みんな大型バスでパッと来て、変な話だけれども、お稲荷さんに行って、そのまま歩いて帰ってしまう。陶芸公園に来て、本当に、何と言うのかな、御飯も食べてくれないというような、二、三人の方は小さいお店に入ってくれますけれども、やっぱり何百人という方が御飯を食べられるような場所というのが笠間市にはぜひ必要なので、最低でも、観光バスがちゃんと来て、御飯を食べて、それで帰れるような施設を、最低でもね、私の気持ちとしては、さっきの新たな宿泊施設、温泉事業を引き継いでいただける事業者がやっぱりほしいんですよ。

笠間市民のいろいろな方と話をしますけれども、変な話だけれども、寄付してもいいからぜひやってくれという方が何人もいましたよ。やっぱりその辺もくんで、しっかりと選定をしてもらいたいと思います。

次に移りますけれども、これは今の話の続きになりますけれども、次に、何人かの市民から、笠間市観光社で温泉事業はできないものなのかと私は聞かれました。そこで伺います。本市でこの事業計画の一部を引き継ぎ、例えば、笠間市開発公社で温泉事業を行い、ホテルや施設を公募することはできないものか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 公社で温泉事業を行い、ホテルや施設を公募することはできないかというご質問でございますが、笠間市開発公社におきましては、行政から独立をした組織でございますので、事業実施に当たりましては理事会等の意見を踏まえる必要がございます。

温泉事業のご提案につきましては正式な回答はできませんが、温泉掘削はリスクが大変大きいことから、公社が実際に実施することは困難であると考えております。

しかしながら、公益法人制度改革により、平成26年度4月1日付で現在の財団法人から一般財団法人に移行することになり、制度上、現在ある公社の資産は公益的な事業に支出しなければならないことから、公社として市の活性化に向けた事業等にどうかかわっていきけるのかを検討してまいりたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 私がこれを質問する、そのの理事もやっていますので、これはあくまでも市民の意見なので、こういう意見がありましたよということだけは私も受けとめたんですよ。だから理事長は市長なので、しっかりと受けとめてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。11時に再開いたします。

午前10時51分休憩

---

午前11時01分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

23番石崎勝三君が所用のため、退席しております。

○6番（鹿志村清一君） 議長、6番、質問通告に従いまして、質問に入りたいと思います。ただいま議長より許可がありましたので、議席番号6番政研会の鹿志村清一でございます。一括質問・一問一答方式で行いたいと思います。

では、質問に入りたいと思います。質問通告に従いまして、大項目として、1問目、筑波海軍航空隊記念館について、お伺いしたいと思います。

笠間市と筑波海軍航空隊記念館のかかわりについてということで、1点目は、筑波海軍航空隊記念館について、12月20日、「永遠の0」の映画封切りにあわせ、期間限定で開館いたしました。撮影に使われた笠間の筑波海軍航空隊本部建物を記念館として上映の機運を盛り上げることを、株式会社プロジェクト茨城が要望し、筑波海軍航空隊プロジェクト実行委員会が立ち上がったと聞いております。これに賛同した筑波海軍航空隊記念館支援の会が市役所内に事務局を置き、活動していると聞いております。これまでの経過を伺いたいと思います。

続きまして、記念館は市が購入し、歴史的建造物として指定して維持すべきではないかということについて、お伺いしたいと思います。

市長は、記念館開所に当たり、オープニングにおきまして、「戦争により犠牲者となられた方々の平和への思いと鎮魂に、『永遠の0』封切りに当たって、国内に特攻基地の現存する施設として唯一であることから、平和教育と歴史遺産としてますます感慨深く、残すことを実感した」と挨拶されたと思います。

そのような中で、筑波海軍航空隊記念館は茨城県の所有の土地、建物であり、市が平和で豊かな日本に希望を託し、特攻に散華された方々の記念建物として買い取り、笠間市歴史的建造物として指定するか、あるいは県に保存を求め、指定を促すかして、笠間の豊かな自然をはぐくむ食と歴史の紹介や記念品の販売など、観光スポットとして生かしてはいか

がということについて、お伺いしたいと思います。

引き続きまして、大質問の2問目でございますけれども、通告の防災・観光・まちづくりにラジコンヘリの活用についてということで、お伺いします。

ラジコンヘリは容易な購入価格であり、維持管理には愛好者との連携を図ってはいかがかということについて、お伺いします。

1問目の筑波海軍航空隊記念館開催に当たり、オープニングセレモニーでラジコン愛好家による零戦編隊飛行やヘリコプターによる実演飛行が催されました。この飛行を見て、操縦愛好者に災害時に小回りの利くラジコンヘリの利用はできないかとお伺いしましたところ、可能でありますというようなお話がございました。

そして、去る1月15日、地元新聞に坂東市において、災害時、速やかに空撮、無線ヘリ導入との掲載記事がございました。そして関心を持ち調べたところ、その結果、安易に購入でき、操作もラジコン愛好家に協力、依頼すれば、小回りの利く防災情報に活用できると考え、伺った次第でございます。

坂東市におきましての導入の経緯についての新聞記事の掲載でございます。また、市役所にも問い合わせましたけれども、ラジコンヘリはカメラを搭載できるマルチヘリコプター2機を総額170万で購入したようでございます。

機能面については、羽根が回転軸6本、静止飛行ができ、1回の充電で約10分飛行できる。予備電源を利用すると30分飛行できるというお話でございました。

約10分で1キロから2キロ飛べるようなお話でございましたので、推定できる飛行距離というものもあるんだなと思います。

ヘリコプターは直径80センチであって、重さ10キロ、折りたたむと1メートルぐらいになり、市役所の収納スペースで保管できているようでございます。GPS機能も装備し、職員の練習用として、大型機も導入した。地上でリモコン映像を見てシャッターを切れる。通常ヘリと比較して、被災現場に近づき、空撮できることで状況の把握がしやすい。人が入れない所まで近くまで行き、飛行することで簡易な利用ができることが利点だというお話でございました。記事によれば、吉原坂東市長は、災害だけでなく、道路整備でも上空から計画地を撮影し、住民説明にも利用できるとしておりました。

ということで、質問をいたしたいということで、1点目として、災害時の土砂の流失や山林、住宅火災、観光イベントや交通情報収集、また、都市計画事業での活用も考えられると思いますけれども、購入しやすい価格でもあり、考えてはかがかとお伺いいたします。

また、2点目として、市内のラジコン製作者を中心に、愛好者グループと連携し、管理していくことで活用を図れるのではないかということについて、お伺いいたしたいと思います。

続きまして、通告の大項目3問目でございます。学校給食と食育、地産地消を推進する

ためにといいことで、お伺いいたしたいと思います。

教育委員会に市独自の管理栄養士（栄養教諭）、給食センターには栄養士の配置を市独自で考えてはどうかということについて、お伺いいたしたいと思います。

小項目の1点目といたしまして、笠間市では、友部地区は自校方式、岩間はセンター方式で食材の納入などが違います。また、笠間地区は新給食センターが始動し、炊飯、食材の納入も違います。友部、岩間、笠間の食材の納入の現状について、お伺いいたしたいと思います。

2点目といたしまして、生産者や購入、献立、栄養指導、地産地消に係る活動、県からの派遣の栄養士が責任を持ち、活動しております。栄養士の指導や活動内容について、お伺いいたしたいと思います。

3点目といたしまして、配置されている栄養士さんの夏季、冬季、春季休暇中の活動について、どのような活動内容なのか、簡単にお伺いしたいと思います。

4点目といたしまして、栄養士の配置されていない学校におきまして、配置栄養士が調理員の指導を調理・衛生面で年2回行っていると聞き及びましたけれども、施設の衛生管理や調理器具のチェック項目はどのようになっているのでしょうか。チェック後の評価や栄養士の意見についてのチェック後の取り扱いについて、学校ではどのような対応をしているのか、お伺いいたしたいと思います。

また、そのチェック内容の意見の責任のありようについて、管理責任は施設管理者としての校長先生にあるのか、また、点検調査した栄養士さんにあるのかどうかということについてもお伺いいたしたいと思います。

5点目として、教育委員会に管理栄養士をおいて、笠間市独自としての指針のもとに、栄養教育のスケジュール管理、食教育、学校給食の諸問題の調整を進め、健康都市かさまの学校給食と食教育推進に努めるべきと考え、市独自の管理栄養士、また、給食センターには市独自の嘱託職員でもいいと思いますけれども、栄養士さんの配置を考えてはどうかということについて、お伺いいたしたいと思います。

まず、一括質問の内容でございます。

○議長（小藺江一三君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

○教育長（飯島 勇君） 鹿志村議員の、私の方からは給食関連の、教育委員会に市独自の管理栄養士をおくべきとのご提案について、お答えいたします。

この栄養教諭等の配置定数というのは国で決められておまして、これは公立、義務教育諸学校の学級編成及び教員定数の標準に関する法律第8条の2、これは大変長いんですが、この規定に基づいて県が各市町村に配置しております。

本市にも同法の定数を満たした人員が配置されております。つまり、本市の場合、県費負担の職員は6名でございますが、この6名が食育の推進や食材の地産地消、食物アレル

ギーへの対応、危機管理の徹底などについて中心的な役割を今担っております。

また、教育委員会が学校給食に関する事務を総括し、学校長とともに栄養教員をサポートすることによって、効果的かつ円滑な学校給食及び施設運営の充実が図られていると考えてございます。

ただ、栄養職員については毎年加配を希望しておりまして、今年度に引き続き、来年度も1名加配がつくことになりまして、実際には7名の配置で食に当たっております。そういうことで、今充実した学校給食の経営ができていると考えておりまして、市独自の管理栄養士の配置については現在のところ考えてございません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 私の方から、筑波海軍航空隊プロジェクトを支援する会の活動等について、お答えをしてみたいと思います。

本市は、この筑波海軍航空隊プロジェクトが史実や新たに収集する資料を記録保存し、後世に末永く伝えることに賛同いたしまして、筑波海軍航空隊プロジェクトを支援する会を立ち上げ、事務局を教育委員会生涯学習課に設置してございます。

支援する会事務局といたしましては、イベント等のPR活動、展示資料館への情報提供、協賛金の呼びかけ、また、記念館を管理運営する実行委員会事務局であるプロジェクト茨城と委託契約を締結し、記念館の公開・運営のための人件費等として、緊急雇用創出事業補助金を活用して支援をしてございます。

筑波海軍航空隊記念館を記念建物として購入し、歴史的建造物として維持すべきではないかのご質問でございますけれども、市では、現在の茨城県こころの医療センター建設時に、県に対し、旧司令棟の保存を要望した経緯がございましたが、県では順次取り壊す予定であるとのことで現在に至っております。

市としましては、筑波海軍航空隊にまつわる記録を保存することに賛同してプロジェクトを支援してきたものでございまして、記念館を市が直接購入し、維持、管理をしていくという考えはございません。

同施設の所有者は茨城県でございますので、まずは県の意向が最重要でございます。県を含めた関係者等と協議を行いながら、今後について検討してみたいと考えております。

続きまして、学校給食と食育等に関するご質問でございますけれども、まず、友部、岩間、笠間、各地区の食材の納入についての現状について申し上げます。

平成24年度から、調味料や冷凍食品、デザートなど、80品目余りについて、登録業者から見積もりを徴しまして、その単価比較や品質、食味等を総合的に審査して、全地区統一した単価で購入するようにしております。

また、野菜等の食材につきましては、自校調理校及び岩間学校給食センターでは、農協

を介して地元の生産者から計画的に購入することによって地産地消に努め、笠間学校給食センターでも登録業者から厳選した物を購入しております。

なお、食材の選定に当たりましては、地元産を最優先にしまして、県内産、国内産の順に購入しており、特にお米につきましては、地元笠間産のコシヒカリを使用しまして、笠間学校給食センターで炊いた御飯を昨年4月から全ての小中学校に提供してございます。

次に、県費負担の栄養教諭による指導やその活動内容についてでございますが、現在4人の栄養教諭と2人の栄養士が学校給食に携わっており、栄養教諭による給食時の指導を学年レベルにあわせて毎月1回実施しているほか、小学5年生を対象とした食育の授業をすべての小学校で年1回実施しております。

また、学校から要請がある都度、学級活動の時間を使った食育指導を行っております。活動内容としては、6人の栄養教諭等で組織する笠間市学校栄養士会の年間献立計画に基づき、毎月の献立表を作成しているほか、食物アレルギーに配慮した食材料表や、食育だよりを作成しまして、児童生徒を通じて全家庭に配布しております。

また、危機管理対策として、ノロウイルス等による集団食中毒の回避や、異物混入の防止など、衛生管理の中心的役割を担っております。

次に、夏休み、冬休み、春休みにおける活動でございますけれども、この期間中は調理業務がないため、その時間を利用して、次の学期に向けた学校給食事業を計画し、献立表の作成や学校向けの食育指導資料の作成を行っております。

また、学校給食は厳しい衛生管理が求められることから、安全管理に向けた知識の向上に努めております。

次に、各学校では、学校給食衛生管理基準に基づき、調理及び施設の衛生管理を毎日行っておりますが、栄養教諭がない学校では、調理師の資格を有する者が衛生管理責任者としてその業務に携わっております。そのため、栄養教諭がない学校には、専門の知識、経験を有する栄養教諭が定期的に巡回し、衛生管理や調理の指導を行っております。

具体的なチェック項目でございますけれども、調理、設備、器具の管理状況、食材の検収状況、調理従事者の衛生状態、健康状態等を点検票でチェックをしまして、学校長が指摘事項に沿った改善策を講じております。

管理責任につきましては、学校の管理者でございます各学校長でございます。以上でございます。

○議長（小園江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

災害時の土砂の流出や山林や住宅の火災、観光イベントや交通情報収集、都市計画事業等において、ラジコンヘリが活用できないか、さらにその愛好者グループと連携し活用を図ってはとのご質問でございますが、災害時の情報収集等については、笠間市地域防災計

画風水害等対策計画編第2章災害応急対策、その第4節の災害情報の収集、伝達計画に基づき、気象情報、被害情報、措置情報を防災関係関連相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集、伝達するものとしております。

具体的には、例えば気象情報として、大雨、洪水、大雪等の警報、土砂災害警戒情報、震度4以上の地震発生などの場合に、24時間体制で本所総務課、各支所地域課の職員を配備し、災害に関する気象情報の収集、被害情報の把握、把握した被害情報を整理し、速やかに市長へ報告するとともに、関係機関等への連絡を行うことなどに当たっております。

さらに、被害の状況や被害が発生する可能性等により災害対策本部を設置し、例を挙げますと、水害への対応としては、河川水位の状況や類加雨量等の状況について県が設置している雨量計等の計測機器により把握し、警戒水位等に達する危険性が高まる前に避難所を開設し、避難準備情報や避難勧告等を発令し、市民の生命、財産を守るための災害対応を行っております。

ご質問の災害時における情報収集にラジコンヘリが活用できないかとのことですが、その専門性の高さや常時訓練を実施する必要性、自然災害を想定した場合の荒天時における運行の困難さなどを勘案しますと、災害時の活用は購入時の価格の多寡にかかわらず、難しいと考えております。

続いて、観光イベント面では、例えば観光PRの動画やその機動性を生かした映像は魅力的なものがあります。しかしながら、操縦には熟練したオペレーターが必要であり、混雑しているイベント時には危険が伴うことから、購入してまでの取り組みは検討しておりません。

さらに、都市計画事業での活用については、都市計画図等の局部的修正に必要な空中写真撮影を行うためには、ラジコンヘリの振動による画像の乱れや、ノイズ対策も必要となり、専門的な機材及び技術が必要となるため、活用は困難であると考えます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 答弁、ありがとうございました。では、一問一答方式ということで通告しておりますので、1問目から質問をしてまいりたいと思います。答弁の内容によっては、答弁をいただいたということで質問を次に進めていくということもございますので、ご了解のほどお願いしたいと思います。

では、1問目の筑波海軍航空隊記念館についてということで、小項目の1点目といたしまして質問した内容ですね。株式会社プロジェクト茨城が要望を出して、筑波海軍航空隊プロジェクト実行委員会が立ち上がったということでございます。この中で、やはり株式会社プロジェクト茨城ということでございますので、これがまるっきりの任意団体であるとか、個人であるとか、そういうものではないということだと思っておりますけれども、株式会社といたしますと、何か営利性を求めて活動するのかなというようなことを感じてしまう

ので、株式会社プロジェクト茨城について、もう一度詳細に説明をいただければと思います。

また、賛同した筑波海軍航空隊記念館支援の会というのが市役所に事務局を置いているということでございますので、この組織についても、筑波海軍航空隊支援の会について、議会の中で説明をいただければと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） プロジェクト茨城についてのお尋ねでございます。プロジェクト茨城というのは映像制作チームでございまして、今までに「桜田門外の変」とか、ああいう貴重な映像記録活動をしている団体等でございます。決して営利を追求するというような団体ではございません。先ほども申しましたとおり、私どもも記録を末永く保存することに賛同しまして、支援するということになったところでございます。

○議長（小藺江一三君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（河原井規夫君） 航空隊のプロジェクトを支援する会の組織についてでございますが、この組織につきましては、支援の会の会長が笠間市長山口伸樹でございまして、その副会長としまして、笠間観光協会会長、それから商工会の会長という者が副会長として入っております、その事務局を生涯学習課が担当しております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） ただいまの説明で、株式会社プロジェクト茨城というのが、どういう目的で活動しているかということが明確にならないと、市の関与というのが説明できないと思ったものですから質問いたしました。1点目の質問を終わりたいと思います。

1問目の2点目でございますけれども、記念物としてどういうふうに残していくかということをお伺いいたしましたけれども、この記念館について、県の方が将来的には取り壊す予定であると。県を含めた関係者等を検討していきたいというようなお話でございました。

やはり残していくための根拠としまして、先に言ってしまいますけれども、県が残していく場合の根拠、そして市が残していく場合の根拠として、宍戸にあります歴史的民俗資料館と同じような歴史的建造物という指定をした上で、中の運営を市民の皆さんに平和目的で鎮魂の歴史的建物として筑波海軍航空隊記念館、そしてその付帯施設というんですかね、そういうものを長く残していくことが必要だと思うんです。

そういう点からして、歴史的建造物の指定ということについて、市が独自で建物だけを県から購入するか、もしくは県の方に歴史的建造物として指定してくれと促すということについて必要だと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 旧司令棟でございます、今回記念館になっているわけですが、先ほどもお話ししましたとおり、こころの医療センターを県が整備する際に、私どもとしては、この建物は極めて現存する平和を訴えていくための貴重な資料であるとい

うようなことで、県の方に要望を差し上げたりしたところでございますが、例えば市が歴史的建造物として指定したらというような話でございますが、建物もかなり大きく、先ほども言いましたとおり、今後とも市が単独で購入して維持管理していくというのは多大なる費用がかかるものと見込まれますので、今はその考えはございませんということでございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） ただいまの考えはないということですが、先ほどの最初の答弁では、関係者と検討していくというようなお話もございましたので、その内容については終わりたいと思いますけれども、2点目について、筑波海軍航空隊記念館というのが5月のゴールデンウィークぐらいで閉館するか、また、県の方の考え方として8月ぐらいまで施設利用をするかというようなお話も出ているような話も聞きました。

その中から、その記念館が公開されて、今までの館外利用状況、また、今後関係者の方々の特産品といいますか、商工業者の特産品化というか、航空隊記念館関連商品を内部で販売もしているようなんですけれども、そういう史跡、観光スポットとしての可能性を、これはどう残していくかという問題もありますけれども、どういうふうに考えていくかということについての取り組みというか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埜 栄君） 現在、あそこを記念館として活動しているわけですが、主催してございます筑波海軍航空隊プロジェクトの方では、2月末現在で1万2,270人の来館者がいたというようなことから、もう少し期間を延長していきたいというような話があるようでございます。これは要するに県の方と協議をしていかなければ実現できませんけれども、つまり、終戦記念日等をにらんだ期間の延長等を考えているところでございます。

私どもは教育委員会でございますので、地場産品の関係とか、身分については把握してございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 質問通告で、教育委員会ではなくて、歴史的建造物という意味合いで質問通告をしていた部分もあって、教育委員会さんの方での答弁ということになったのかなということで、一応答弁としては、この件については終わりたいと思っております。

大項目の2問目に入りたいと思っております。

一問一答方式ということで、さっきの答弁から、操縦の難易度、いろいろな点から危険度等を勘案して検討はしていないというようなお話でございました。

実は、先日の大雪の後、ラジコン愛好者の方からメールで動画が私に送られてきました。これは私がラジコンヘリ、ラジコン飛行機、そういうものがどういうものであるかということをして1時間半ぐらい聴取したときに教えていただいた方なんですけれども、動画で送ら

れてきました。

笠間周辺の山間の雪で道路通行不能箇所になったところをラジコンヘリで空撮しておりました。そして、竜神峡の大吊橋の上空からの峡谷の動画、そういうものが動画で送られてきました。非常に身近なところで本当にわかりやすい、そして視界明瞭といいますか、風が強いときはだめらしいんですけども、非常にいい映像でございました。

その方が言うのには、海外では警察などが導入に積極的で、高高度の渋滞情報、また、現場に到達できないような多重事故の把握、大イベントでの人ごみの調査に利用されているというようなお話でございました。

また、先日、安倍内閣になりまして、政府でも農薬散布に利用の農業無人ヘリの総重量規制緩和による100キロを150キロに緩和するというような、大型化により小回りが利く利点ということで、農薬散布にラジコンヘリ、農業無人ヘリを費用対効果の面で期待されているということが報道されておりました。

そういうことから、容易に飛ばすことができ、撮影できる利点は今後の技術開発による活用が期待される場所であると考えます。

そういうところで、検討を注意深くしていただきたいと思います。この点についていかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 鹿志村議員の2度目のご質問にお答えしますが、確かに行政活動の中で、ラジコンヘリとか、マルチヘリコプターですか、その活用は有効・有用な部分が多々あるかと思えます。

坂東市での新聞記事等もございましたが、坂東市においては利根川の河川敷に飛行場を有しておるといような状況、そしてまた、それに伴って有効会員が70名ほどたくさんいらっしゃる、そういった恵まれた状況の中で特に成立している事業かなという部分もございます。

笠間市におきましては、先ほど申し上げました操作性の専門性の高さとか、そういったいろいろ申し上げましたけれども、そういった中で活用は難しいと考えておきまして、また、そういった有用性を活用する場合においても、通常の本物のヘリコプターだと1時間30万円ぐらいの経費がかかる場所ですけれども、ラジコンヘリだと1時間当たり5万円ぐらいで活用できると。価格においても非常に有効だということでもありますので、行政活動の中でラジコンヘリ、マルチヘリコプターの活用が必要な場合においては、今後そういったことが生じた場合においては、委託業者もあることですので、そういった部分での活用を考えていきたいと思えます。

○議長（小藺江一三君） 答弁をよく聞いて、わかりやすく質問してください。鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） ただいま答弁をいただきましたので、技術革新の中で注意深く

検討していただければということで質問を終わりたいと思います。

次に、通告の大項目の3問目で、学校給食と食育、地産地消を推進するためにということでの答弁に一問一答で入りたいと思います。

まず、3点目の1項目ですけれども、答弁の中で栄養士さんが生産者との食材納入の調整、地産地消の推進の役割として関係者と調整したり、スケジュールなどの作成を行っていると思います。

あと、給食費、食材の支払いや食に関する教育もすべて栄養士さんが大きな部分を占めているのではないかとということでございます。カット食材などの問題についても以前に議員さんからの質問もございましたけれども、給食時間に間に合うように、調理員との調整なども検討すること、すべて学校給食の核の部分が栄養士さんの役割となっているように私には思えますけれども、すべて食育、学校給食の献立、時間との闘い、あとは生産者の方々との交流、すべて学校栄養士さん、給食センターの栄養士さんが役割を担っているということで、すべての笠間の学校給食と食育については栄養士さんが担っているという思い、状況ではないかと思えます。そういう点について、どういう認識であるかということについて、伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 平成17年に食育基本法ができ、例えば栄養士さんは栄養教諭と、任用外というような形で業務は確かにふえているかなと思いますけれども、なにしろ学校給食における専門家でございますので、その点は業務は広範になろうかと思えますけれども、お願いして中心的役割を担っていただいているというところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） ただいま答弁いただきましたので、その関連ですけれども、食材の納入時の契約状況についてということで、合併前には物資の売買契約というんですかね、笠間、友部、岩間では、個別にあったようなお話を聞いております。

合併後、友部北川根小学校には物資売買契約というのがされているのかどうかということについてもお伺いしたい。そして、その物資売買契約の中での納入業者が質的な貯蔵・保冷庫というものを保有しているのかどうかとか、安全・安心な納入状況の確認はできているのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 学務課長園部孝男君。

○学務課長（園部孝男君） まず、物資の購入契約ということでございますけれども、先ほどご説明いたしましたとおり、共同購入の部分につきましては19の登録業者と見積もり合わせ等を実施して購入契約をしております。

それ以外の部分、主に野菜が中心になるんですけれども、現在地産地消をかなり推進しておりますので、その部分につきましては納入契約者以外からも地産地消の推進ということで購入しております。この場合には特に一般の売買と同じで、契約を交わすことがないこ

ともございます。

それとあと、保管庫の件ですけれども、一般的に、牛乳の保冷库等、冷凍食品の冷凍庫等はございますけれども、それ以外、野菜等については、朝時間的に間に合うように納入してございますので、特にその部分については保管庫等はございません。以上です。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（埜 栄君） 先ほどご答弁しましたとおり、平成24年度からは、今は全地区統一した単価で購入するようにしてございますが、それ以前については、議員さんおっしゃられるとおり、今までの学校給食のやり方を踏襲してきたという部分もあって、それぞればらばらに購入してきたという経緯がございます。

○議長（小園江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 今答弁いただきましたので、いろいろ物資購入契約等の、また、朝採りの野菜の納入についてのチェックとかですね、そういうもので安全・安心な学校給食となるように鋭意注意をいただいて、実行していただきたいなということで、この項目の質問は終わって、次に2点目について入りたいと思います。

2点目ですけれども、2点目については答弁いただきましたので、そういう中での栄養士さんの指導や活動内容ということで、私は岩間の給食センターにお伺いしましたら、岩間の給食センターには、平成21年度、22年度、全国学校給食甲子園で入選して、平成24年度は特選ということでございます。笠間の学校給食と関係栄養士さん、調理員の努力のためのものであり、県内においても学校給食の評価が高いものだと思いますけれども、こういう全国学校給食甲子園で特選をいただきたいというような中で、これを褒賞とか、顕彰されたということについて、教育委員会としてはどのような取り組みを考えているんでしょうかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（埜 栄君） 学校給食がそのような大会で好成績を得るということに関しては、教育委員会としまして大変光栄に感じているところでございます。

それから、地産地消の若干の話をさせていただきますと、お米は今笠間給食センターで炊いて配給しているところですが、笠間は日本一の栗の生産地であるというようなことで、去年は栗御飯を実施したりしておりまして、子どもたちにもかなり好評を博したところでございます。

○議長（小園江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 地産地消ということで、今後も笠間市の学校給食の中で力を入れていくということが、学校給食甲子園で特選を取ったという、そういう結果としての取り組みということによろしいんですかね。しっかりやっていただきたいと思います。

次に、4点目の栄養士さんの配置されていない学校での衛生管理、調理器具などの管理責任体制ということでは答弁いただきましたので、これはしっかりチェック項目について、

責任体制、問題が起きたときにだれが責任であるのかというのは、現場の栄養士、栄養教諭であるということが、私は施設管理者として、やっぱり学校校長の立場として責任体制をしっかりと明確にしておくという意味で質問いたしましたので、ありがとうございました。答弁いただきましたので、4点目の質問については移りたいと思います。

次に、5点目の教育委員会に管理栄養士をおいてということで、私の主張でございますけれども、これは先ほど学校経営として加配の1名を来年度、26年度予定しているということで、7名の配置ということで学校経営ができているというような答弁であったと思います。

先に言わせてもらえば、県による市町村レベルの調査内容をちょっとお聞きしましたら、自前の市町村独自の自治体、管理栄養士さんをおいている自治体というのが、今、水戸市、古河市、ひたちなか市、大洗、つくば、東海、この自治体では、教育委員会の学務課等に管理栄養士さんをおいて学校給食、食育などの全体の教育委員会として統括するという意味で管理栄養士さんを配置しているというようなお話でございました。

学校給食におきましては、先の議会でも質問があったと思うんですけれども、今地産地消の取り組みもありますけれども、食育の取り組みが近ごろ盛んとなっている中で、特に子どもたち、児童生徒のアレルギー食の代替食ということについての質問があり、執行部の方の答弁として、アレルギーのマニュアルをつくるんだというような答弁でございました。

そのようなマニュアルを指針としてまとめているというような答弁でございましたけれども、代替食や県の派遣で配置されている栄養士さんを取りまとめ、市の学校給食、食育に反映した形で健康管理体制の充実、推進には、やはり笠間市の教育委員会において管理栄養士をおくということでもって、現場の自校炊飯、また、給食センターに配置されている栄養士さん、栄養教諭さんの活動が非常にまめに活動している、お忙しい部分もあると。これが個別のアレルギー食の相談、その対策も打っていかねばならないということを考えますと、これは教育委員会がしっかりと学務課の中に管理栄養士さんをおいて、市民の付託にこたえ、学校教育を充実させていく必要があると思って、まずはその点についていかがお考えかということについて、質問いたします。

○議長（小園江一三君） 教育長。

○教育長（飯島 勇君） ただいまのご質問に、私の方からお答えをさせていただきます。

今、学務課とか教育委員会の中にそういう管理栄養士さんをお願いしてというお話がありました。

実は、私どもに配置される、当然、栄養教諭にしても、栄養士にしても、実は大変なベテランの方が多くございます。その方たちが毎月1回ないし2回なんです、教育委員会の会議室で会議室で会議をして、アレルギー問題であるとか、献立であるとか、それから納入であるとか、共通理解をして、私の隣の部屋でやるので声が聞こえるものですからよ

く聞こえるんですが、そういう中で一生懸命やっています。それは当然業務の中で、ですから例えば市で雇って、その人たちを指導できるだけの、いわゆる力量のある方がはたしてどのぐらいいらっしゃるか。当然、県費の負担の職員の場合は全県を回っています。当然、私どもの栄養教諭の中では水戸市の経験者もおります。

先ほど、栄養士を雇っているという所もあるというお話がございましたけれども、センター方式だとか、自校方式だ、その地区によって違うんですね。しかも距離が長かったりとか、いろいろなことがあります。定数というのは、子どもの食数、それからセンター給食、共同調理場ならば何食で何人というふうに決められています。それから学校給食の場合は何百人以上は、例えば500人以上が1人であるとかというふうに決められています。それ以下のときには4校で1人とかというふうに、そういう基準に応じて動いているところですが、私どもも教育委員会としては、それで十分かどうか、どこかで不都合がないか、絶えずチェックをしながら今の業務を栄養士さんたちと話し合っているところでございます。

したがって、現在のところ、決して笠間市の学校給食はほかの地域よりも劣っているとか、そういう管理的なところも十分できているという把握をしておりますので、市としては新たに人を雇うということは考えてございません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） ただいま答弁いただきました。結論としては、管理栄養士さんを新たに市独自で配置するという事は考えていないということでございますね。

私はなぜこの質問をしたかということについて、私がしたということについて、再度質問したいと思うんですけれども、これは平成26年度山口市長の施政方針の考え方に、笠間市総合計画後期基本計画に掲げる重点化を図る3視点として、「健康都市づくり」「防災力の向上」「地域の活性化」を基本として、平成26年度は健康都市かさまの推進及び市街地活性化の推進を重点施策として位置づけるという施政方針でございました。

笠間市は健康づくり計画に基づき進める国の「健康日本21」、茨城「健康いばらき21プラン」により、平成24年度健康かさまづくりの計画策定によって健康増進計画、食育推進計画を進めるとなっております。

その中で、施策の方向の2として、学校、保育所等における食育、学校における食育推進は学校のみではなく、家庭の食育を促進するとなっており、給食の食材調達にわたり、生産者からの供給や、人的交流をとおり、食の生産と消費について生きた学習の場であるということをおっしゃっております。

また、笠間の地域の食文化として、笠間焼の食器も使うことも文化として重要としております。

健康都市かさま宣言に基づく笠間健康づくり計画の実施は、地域の元気にも大きくかかわります。このことから、市自前の管理栄養士が教育委員会に位置づけられ、地域づくり

のまとめと施策展開を図る役割として、関係者との給食と食育推進役として配置することが笠間の学校給食と食について明快な答えではないのかというようなことを考えて、質問したわけでございます。

また、栄養士を教育委員会学務課に配置するということの意義についてということ、私は考えました。市における食育、学校給食において市内の部門の統括と整理、計画の推進を図ること、ひとえに市長、教育委員会、教育長の施策の展開が末端まで行き届き、行政運営にもわかりやすくなると考えるものであるということで、市の教育委員会に学校給食、食育の専門家として管理栄養士がスケジュールをつくって、全体をコーディネートして調整していく役割としておくべきだと。そうすることによって、食育、学校給食に対する方向性が市民にも明確に伝わるのではないかという思いで質問したわけでございます。

○議長（小藺江一三君） 教育長。

○教育長（飯島 勇君） 今議員おっしゃるように、健康都市づくりということで、学校の子どもたちに対する果たす役割は大変大きいものだと思っています。

ただ、今言った、給食に関してはその趣旨にのっとりやっております。そのための統括として市においたらということ、実は、その中核的な役割を持っているのは、栄養教諭という新しくできた職なんですね。栄養教諭というのは学校に配置をされて、もちろん、共同調理場も一緒に栄養士の仕事もやりますので、そういうことになっています。

栄養教諭もそうですが、栄養士も自分で学校に行って、子どもたちに授業をすることは実はできない。どうしてかということ、教諭としていわゆる免許等違うので、T Tの一種のお手伝いですね。だから当然学校には食育があって、それから食の指導に関する年間計画がございまして。それに応じて要望してきているわけです。栄養教諭だとか、それを派遣して、先ほど答弁したとおりです。

そういう中で、その計画の中に笠間市の健康づくりも含めて、それからPTAだとか、そういうところでお話をしてくれということであると、そういう栄養教諭がすごい資料をつくって、今夏休み等につくって今そういう指導のためのものもやっております。

今のご趣旨はよくわかります。そういうことが本当に必要になったときには、きっとそういうことも議会にお願いするようなことも出てくるかもしれません。

ただ、現在のところ、今の笠間市の子どもたちの学校給食並びに食育の部分については、十分今の体制で担えているというふうに思っているところです。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 答弁いただきましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。午後1時に再開をいたします。

午後零時00分休憩

---

午後零時59分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、市長さんに見解を伺って、その後で四つの問題について一問一答形式でやりたいというふうに思います。

考えますと、3年前にこの議会が開かれる最中に震災が起きました。あしたで3年目と、4年目になる日を迎えるわけですが、ここ1カ月ぐらいの間に各種新聞やメディア、いろいろな出版物等にこの3年間の東日本大震災と、殊に福島東電事故の問題がどうか、今どうなっているかという特集記事が大分出ております。NHKも連日のようにやり、茨城新聞にも9日ときょうにも見開き2ページぐらいのページを使ってそれらの問題を取り扱っております。本当にいろいろな問題には事欠かないというか、見れば切りないほどあります。

だけど、私はこの中で福島第一原発の問題がどうなっているかという点で注意してきました。殊にあの原発の中で働いている人たち、その人たちのルポや実際に働いていた人がインターネット上に1,000日間にわたって3年間ずっとこういうふうにしたのが本になって出ております。それらの本を読むと、いかに原発というものがひどいものであって、絶対再稼働などは許されないというふうに私は思わざるを得ません。

9日付の茨城新聞の特集の中でも桜井さんという茨城新聞の客員論説委員の方が「時論」というところで、東海第二原発を廃炉にというのを書いております。私はその最後の何行がまさに今の原発の問題を言い当てているというふうに思わざるを得ません。

半径30キロ圏内に約100万人、設計寿命40年のうち、36年が経過、リスク・ベネフィット論をもとに評価したリスクの圧倒的高さを考慮すれば、東海第二原発の再稼働は認められず、選択肢は廃炉しかないというふうに、この「時論」の中では書かれております。

今日本の原発の実情というのは、今1基も稼働しておりませんが、50基ある中で、既に30年、40年を経過したのが大半であります。また、そこで使われていた燃料棒はあと数年して置き場がなくなるとさえいわれております。

さらに、原発の中で使われているいろいろな細かい、作業員が使った衣服、手袋、その他、そういうものがドラム缶に入れられて100万本を超すのが原発の敷地内であって、その処理をどうするのかというのが今大問題になっております。一時期は焼却したらいいんですけども、今はそれもできずに、その処理をどうするのかと。もし、原発をこれから稼働していけば、そのような廃棄物が処理できずに、まさにどうしようもない状態の中で廃炉しかないということが行われるのではないのでしょうか。

30年も過ぎた原発、100万キロの原発の施設というのは100キロ近い配管があるそうです。

また、電気の配線等、そういうケーブルは200キロメートルも及ぶというふうにいわれます。30年たったときに、その配管その他がどういう状態になっているのかということは全然つかめていないのが今の現状ではないでしょうか。

福島原発の第一の問題というのは、事故を起こした1号、2号、3号、4号、その炉心の近くに作業員が全然行けないことだそうです。だからどういうふうな状態になっているかということをつかめないということを経験している人たちの文章の中に出てきます。だから原因がわからないから、どこから水漏れしているのか、汚染水が漏れているのがどこにあるのか、それさえわからず、どうやって止めていいのかもわからないから汚染水が垂れ流すような状態になって、今のような汚染水漏れというのが毎日のように報道されているというのが実態ではないでしょうか。この問題は考えると切りがなくて、本当に大変な問題を引き起こしているというふうに思います。

私はその中で、まず3月6日付の茨城新聞によりますと、日本原子力発電は周辺自治体と覚書を締結したというふうに報道されました。この覚書には笠間市も締結した1市町村として入っているわけです。二つの立地する、東海村を中心にしたと、水戸市を中心にした県央地域の二つの首長の懇話会または懇談会が覚書を締結したとあります。

今までこの問題について、私は多少は知っておりましたがけれども、どういうふうな状況にあるかということについては市の方から議会に対しても、一切報道というか、お知らせがありませんでした。

そして、6日に総務の方にも電話したわけですがけれども、その日に市長名での覚書がファックスされてきました。それによって初めて覚書の内容というのが私たちは知りました。

また、茨城新聞の報道によりますと、覚書が再稼働に直結しないことを約束したことで再稼働のハードル面は高くなったというふうにも書かれている。原電は再稼働をするための安全審査前にそれら市町村に理解を得るために事前説明会を始める意向のようだとあります。そういうことに対して覚書を交わした構成自治体としては、理解に値する内容かどうか、慎重に検討するとして即答はしないというふうに書かれておりました。この問題について、私はどのような中身であるのかということでもいろいろ注目しておりました。

また、安心・安全確保、避難計画することさえできないのに議論にならないと水戸市長が見解を示しております。

しかし、既に翌日3月7日には、原電が県に対して再稼働に向かって原子力規制委員会への安全審査申請の概要を説明したと8日の新聞で報道されました。私はこれを見て驚きました。締結を結んで新聞報道をされた次の日にこのような説明会が行われる。

覚書によると、それ以前に対象の市町村に説明するというふうにも書かれているのに、なぜ頭越しに県にしたのか。この問題を見ますと、要するに、今後の動向は関係する自治体の首長の判断に課せられていると言っても過言ではないと思うんですよ。これは市民の安全、安心等を考えたときに、重大な責務を市としても負っているというふうに思います。

この件について市長の見解を伺って、あと四つの問題についてを質問したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）議員に申し上げます。質問通告にはないです。

○11番（鈴木貞夫君） 十分承知しております。質問は締め切りが25日なんですよ。25日以前に出しました。しかし、この問題が大きく報道されて私たちがわかったのは今月の6日なんですよ。これだけ大きな問題をせっかく開かれている議会の中で何も質問できないということは、私はおかしいと思って、あえて質問を出しました。

○議長（小藺江一三君） はい、わかりました。

○11番（鈴木貞夫君） もう一言。今の問題ですから、市長さんが見解を述べられるなら述べてよし、述べられないなら述べないで。私は持論をただ……。

〔発言する者あり〕

○市長（山口伸樹君） 議長、よろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 市長。

○市長（山口伸樹君） 市長の見解を求めるといことでありますけれども、本会議なので、一つのルールに基づいてやっていますので、私は議長から指名があれば答えますし、指名がなければ答えないという規定でございます。

○議長（小藺江一三君） 質問事項にありませんので、質問事項に沿った質問を鈴木（貞）議員にはお願いいたします。

鈴木（貞）議員。

○11番（鈴木貞夫君） ということであるなら、それはやむを得ないと思えますけれども、今こういうふうに起きている問題を見ていくと、やはり今この時にしなければ6月の議会になってしまうと。その方が私は問題だと思うんですね。

きょうの茨城新聞のあれを見ても、43%以上の方が第二原発の稼働には反対しているという、茨城大学のそういうアンケートの調査も出ておりました。多くの方が疑問に思っている事案がこういう形で出ているわけですから、これはやはり私は市長の見解を伺いたいというのが私の考えです。

また後に一言言いたいと思えますけれども。

○議長（小藺江一三君） 暫時休憩をいたします。

午後1時12分休憩

---

午後1時13分再開

○議長（小藺江一三君） 会議を開きます。

○11番（鈴木貞夫君） わかりました。それはそれとして、持論というよりか、今皆さんが疑問に思っていることを問いただして、いろいろ見解を聞いていくということは、時間がたってからでは役に立たないという面もあることだけ強調しておきたいと思えます。

私は今まで一貫してこの3年間、原子力問題等を中心にした質問を行ってきました。今問題になっているのは、今言われた問題というのは、一つには、原子力災害対策計画に関連しているから行ったわけであって、全然私の質問と関係がないわけではありません。第二東海原発が今稼働の問題で動き出しましたけれども、その中で原子力災害対策計画とどういう関連があるのかということをおは憂えるわけです。

そこで、第1番の原子力災害対策計画についての質問を行いたいと思います。

2月15日に茨城新聞の報道がありました。本来、この災害計画というのは25年度中に計画を一応策定するというのが笠間市の計画であり、県の方の計画でもありました。一番初めは3月18日というふうなこともいわれたりして、ずっと延びてきたわけですが、3月11日の広域避難計画というのが新聞に報道されました。そこには来年度以降に策定すると、こうなったんですよ。ことしを越して来年度以降だと。県はUPZ、98万人の対象になるこの地域での計画というのを来年度以降に策定するというふうに出されました。

原子力災害対策計画というのは、原子力施設の過酷事故を想定した計画であることは確かです。私は過酷事故を防止する第一は、東海第二原発を再稼働しないことであるというのが私の持論というか、当たり前のことじゃないでしょうか。

しかし、一方で、条件が整えば再稼働するという動きが出ていることも確かです。それによって市としても対策を講じざるを得ないという面があると思います。

この2月15日付の茨城新聞によると、さっき言ったように、来年度以降にということになりました。この間茨城県はいろいろな会議を行っているんですね。問題は、「茨城県広域避難計画に係る勉強会の開催について」というのが私のところに資料としてあるわけですが、この資料は1月24日に行われました。29日に共産党の県議で大内さんがその説明会を行ってくれました。私は用事があって行けなかったもので、その資料だけ手に入れました。

この資料を見ますと、開催予定日がずっと書かれているんですよ。2週間に1回ぐらい勉強会をやると。問題は構成員ですね。県がどこをあれしているか。関係26団体及び市町村ということになっているんですよ。これをめくると、2ページ目にその市町村がダーッと載っているんですね。30キロ圏までで一番下に笠間市があって、旭町ほか35地区、3万6,310人というふうに対象人口も書いてあって、こうやって載っているんですよ。これがもう明らかに県がこのような勉強会に対象したあれなんですね。こういう所に。そして必要だったら、30キロ圏を越す所も招集するというふうになっているんですね。

私はここで問題にしたいのは、こういう会議に笠間市は知らなかったらしいんですよ。これが不思議なんですね。これほど数がかかっている、これ見ていきますと、どういふところがあるかという、避難先地域の選定というページがあるんですよ。笠間市はどこに3万6,310人が行くか。笠間の市内に500人、小美玉市に3万6,000人が避難とあるんですよ。こういうふうになら書かれているんですね。これを全然市が知らないじゃ、私はおかしい

と思うんですね。

30キロ圏で円周外だからそれが正しいとは思いませんけれども、あれから見ると、私が住んでいる福原になっちゃう。一番西だから。30キロ圏で一番遠い所。そんな話は聞いてないし、小美玉市に3万6,000、これ、日立から全部こういうふうに書いてあります。市町村の水戸市もずっと、土浦だとか、取手、稲敷ってこういうふうに書いてあるんですね。こういうのがそういう会議で出される。

さらにこれを見ていくと、これ、今までこれだけ細かいのは私はなかったと思うんですけども、在宅要援護者調べということで、笠間市でも1,524人が在宅で援護しないと避難できないと書かれているんですね。

○議長（小藺江一三君） 一問一答方式でしょ。

○11番（鈴木貞夫君） そういうことに対して、こういう会議があったということに対して、市としてどういうふうに対応してきたのか、全然本当に知らなかったのかどうか、その辺の問題なんです。

中身について、ちょっと私が報告しましたけれども、そういう会議だったということは知っていた上でそういうことになっているのかどうか、その問題を回答いただきたい、まず。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） それでは1月24日の会議の件についてご説明申し上げます。

議員の方から、1月24日に会議がなかったかというお話を伺いまして、当然総務管轄でのその日の会議はなかったもので、福祉サイドでもしかして県の福祉サイドの会議が招集されているかどうか確認したところ、福祉サイドでも会議がないということで、少なくとも笠間市に対してその会議の開催通知等はございませんでした。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 私の手元にある資料によりますと、26年1月10日付で、平成26年1月24日10時から県庁の9階で勉強会をやると。その対象は先ほど言った所ですけども、内容は「社会福祉施設等における避難計画の作成について」、「茨城県広域避難計画の策定にかかわる調査の実施について」ということで招集をかけているんですね。

これを見ていくと、そういうことがなかったと言うなら、市のどこかの部署で回答しているんじゃないですかね、これ。何人、何人というふうな、笠間市はバス2台だそうですよ。こういう人の見積もりにかかわるバスは。そういうことまで載っているんですね。

さらに、スクーリングすると。そういうところも載っているんですよ。笠間市は6カ所あるんですね。55号沿いや何かに。そうすると、県が適当にこれを書いてこういう資料を出したのか。笠間市のどこかの部署にこういうのが行ったんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 推測の話になりますが、先ほど議員がおっしゃった、社会福祉施設宛てということになりますと、県内の社会福祉施設の長辺りを招集した会議ではないかと考えます。推測で申しわけないですけども。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）議員にちょっと申し上げます。原子力災害対策の1はもうよろしいんですか。今、2に移っているようですが。一問一答方式で。

○11番（鈴木貞夫君） こういう会議があって、こういう資料が出ているのに、知らないとはどういうことかと。これ、避難計画までちゃんと出ているんだ。

〔発言する者あり〕

○11番（鈴木貞夫君） 例えば、スクーリングポイントということで、常磐自動車道は友部サービスエリア、こういうのが出ているのに、公にされている資料ですよ。こういう資料が出てきているときに、全然知らないじゃ済まされないと思うんですよ。これがいろいろな所に配られて、いや、笠間市のあそこにスクーリング施設があるんだなど、何とかということになってくるわけですから。こういうことを十分に把握していないと、この避難計画自体ができないんじゃないですか。

私が一番言いたいのは、ほかの部署にこういう問い合わせが来た場合も、市として総合的に検討した上で回答を寄せるということが、私は行政として今後取るべきあれだと思うんですよ。今まで知らなかった、行かなかったというのは、今さら蒸し返してもしょうがありませんけれども、こうやって出てきたものを、これが全然、どこかで作ったものじゃないんですよ。

ここでは先ほども言いましたように、避難計画等が今まで以上に詳しく出ている。先ほど一番先に言いましたように、対象の市町村がちゃんと載っている。こういうふうに乗っているんですよ。だから私はおかしいと思って、この質問の前に総務部長のところへ、こういうのがあるけどどうだというふうに聞きに行ったんですね。

ですから、私はこの問題というのは、やはり総合的な計画を立てていく上には、全ての部署が掌握していないと動けないと思う。

それともう1点は、私たち議会にいる議員に対しても、こういうのをなるべく知らせていただいて、一緒に案を練っていくというような方向でないと、県がつくった、国がつくったって、サッと出てきました、これですと言われても理解に苦しんじゃう。その辺を私は今後十分やっていただきたいと思うんですよ。

この問題はこれからも私はこういうふうに、それはただ単に大内県議がどこかでもらってきたわけではないわけで、そういう担当部署からもらってきた文書も、私はコピーしてもらったんですけども。これについてはその辺をしっかりと議会も一緒になって、本当に避難計画を立てれば安心だと、安全だというふうに私は思いませんが、最小限度のことをやるためにも、そういうことを調べ上げてやるということは必要だと思うので、その辺を要望しておきます。いいです、この辺で。

時間もあれですから、この問題についてはさらにいろいろ総務や担当者の人といろいろと検討していきたい。私もできる限り資料を集めて、わかる範囲でいろいろ聞きに行きますので、今後よろしくお願いします。1問目はそれでいいです。それ以上言ってもあれでしょうから。

二つは、介護保険制度の改正なのか、改悪なのか、わからない。この問題についてお尋ねしたいと思います。

介護保険制度というのは、全国一律でサービスを受けられるということで定められて今までやってきたと思うんですね。しかし、今回、要支援者向けの訪問・通所介護サービスを市町村事業に移されるという方針が示された。要介護1・2は介護保険から外すとさえいわれております。

全国市町村の介護保険見直しに関する社会保障協議会の調査の回答というのが私のところにありますけれども、この改定というのは、一つには、介護保険の使用料を1割から2割にする問題と、介護保険適用の要支援の人や介護1・2の人たちをなるべく介護保険から外してしまおうというのが私は本質だというふうに見ているんですよ。その結果はNPOやボランティアに事業を任せると、事業の主体となってやってもらうというようなことを厚生労働省は言い出している。この問題というのは、今後介護保険制度の骨幹を揺るがす問題として、私は大変な問題を引き起こすんじゃないかというふうに思っているんです。

それで、一つに、市の要支援1・2の該当者というのは今何名おられるのか、今どのように対応されているのか、今後どうするのかということをもとに1点、2点目に。

○議長（小藺江一三君） はい、そこまで。答弁を求めます。福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） ただいまのご質問で、笠間市における要支援1・2の該当者についてお尋ねですが、26年1月末現在の人数で申し上げますけれども、要支援1が239人、それから要支援2が354人、合計しまして593人が認定をされているところです。

今後どうするのかということですが、先ほど議員おっしゃられたように、厚生労働省の社会福祉委員会において、要支援者に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じ、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう地域支援事業の形式に見直しをするというふうにされております。

介護予防給付の訪問介護、通所介護につきましては、地域支援事業の中での対応となることから、地域の格差が生じないように、住民のニーズにあった施策の検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 厚生省が言われていることは、そういうことだと思うんですよ。しかし、私たちの手元にあるいわゆる中央社保協が全国的にこういうふうに調査して、その中から茨城県だけを集計した表があるんですけども、これ、みんな戸惑っているんですね。新聞の報道等を見ても、3割以上の市町村で今度の改定で対応できないというふう

に言っているんですよ。

この調査、昨年末に行われているんです。笠間市も回答しておりますよね。NPOやボランティアなど、事業の主体となる担い手が絶対的に不足していると。市の事業負担増に対応する体制整備が困難である。独自基準や報酬設定のノウハウがないと、移行するために解決すべき問題点は多いというふうに書かれているんですけども、この回答をずっと見ると、ほとんどこれと似たり寄ったりなんですね。ボランティア、ボランティア、NPOと言うけれども、そんな組織は全然ないという所もあれば、そのようなことをやっていけば、市町村の格差が広がって、にっちもさっちもいなくなる。財政的基盤が保証されないときに、いわゆる地域包括センターというのがそんな活動できないんじゃないかというふうなことが回答の備考欄に書かれているほとんどなんですよ。率直にこれでいいというふうな見通しすらつかない所が多いですね。

言ってきたから仕方なくやるというふうに回答している所もありますけれども、やはりこういうことに対して地域包括センターというのは笠間市にもあるわけですけども、それはどういう役割をしていくのか。その辺を、今の地域包括センターと今後こういうふうないろいろな問題を背負う地域包括センター、どのように活動するのか、今の実態とどういふふうな関係になっていくのか、その辺のことをちょっとわかれば。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 地域包括センターの役割ということですが、現在、高齢福祉課内に笠間市の地域包括支援センターを設置しております。その中で、要支援の認定を受けた方の介護予防プランを作成しまして、そのほか、相談支援とか、介護予防、権利擁護、それから、包括的・継続的なマネジメント支援業務などの業務を行っているところでございます。

それから、市立病院建設に伴う併設につきましては、笠間市立病院建設協議会において検討されまして、高齢化が進む中、介護と看護を必要とする要介護認定者がふえてくる現状から、在宅医療や訪問看護、訪問リハビリの需要が高まることが予想されるため、行政機関、医療機関、それから福祉関係機関に従事する多くの職種の者がつながりを持ちまして、予防、医療、介護、福祉と生活の連携により、高齢者医療に積極的にかかわることを期待するという答申が出されたところでございます。その中で、行政機能として、現在の高齢福祉課内にある地域包括支援センターを病院に移転をするということで決定をされてきているところでございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 今ある地域包括センターを今度できる市立センターの中に置くと。今、地域包括センターというのはほかにもあるんですか。笠間市で。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 昨年までは3地区にそれぞれに地域包括支援センターとし

て設置をしていたところですが、やはり効率的な運営を図る意味で、高齢福祉課内に1カ所に集中をして、今現在行っているところです。

包括支援センターについては、国の制度の中では、中学校区におおむね1カ所ということになりますが、この中学校区のとらえ方としましては、通報を受けて30分以内の移動が可能なエリアということですので、笠間市においては1カ所でも十分30分以内で移動が可能だということで、1カ所で効率的な運営を現在図っているところです。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 一応、効率的なあれで1カ所云々ということですがけれども、具体的な訪問介護、看護というか、そういうことというのは地域包括センターが一括してやるということですか。それともほかの事業者なりなんなりとこういうふうにとやると。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） あくまでも包括支援センターは支援の事業ということで、ケアプランの作成等が主な事業となっております。実際に介護とか、そういう部分については、介護事業所が行うこととなりますので、それは市内にあるいろいろな事業所が現実的に行っているというところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） この回答等を見ても、一番回答の中で、このほかにももう一つあったのを見ましたけれども、地域経済格差がそのまま介護保険制度の中に持ち込まれて、大変なことになるのではないかという危惧をしているんですね、ほとんどの所で。介護保険制度というのは、全国一律のサービスが受けられるということになっていたわけですがけれども、そういう骨幹が崩れるのではないかというのが私の危惧するところです。

まだ国会でもいろいろ討論されて問題にはなっておりますけれども、厚労省の具体的な方針というのは示されてないわけですね。そこで聞くのは早いかなと思ったわけですがけれども、初めのうちからこういうことに関心を持って、政府や何かの動き、市の対応というのをやはり私たちも知っていかないと、物事が決まってからでは理解に苦しむということでこの問題を取り上げました。

私是一言で言って、これから実に困難な問題が待ち受けていて、本当にそれらの問題が解決できるのかどうか。

今私がいろいろ歩いていて言われるところは、殊に山間地に近いところの農村の中で、介護保険というよりも、いわゆる施設をつくってほしいと。二人でいて、どちらかが亡くなったら、もう生活できないと。前にはいい畑や田んぼがあって、大きな家もあるわけですがけれども、今そういう状況が続いている中で、本当にこの介護保険制度というのが機能して、みんなが安心、安全に暮らせるような社会になるのか、それとも放り出されてしまうようになるのか、これは大変なことだと思うんですね。これから私も国のこれらの方針については注意しながら、またいろいろ行政の人とも協力して地域包括センターというの

は、私もまだよくわかりませんが、本当に機能するように一応頑張っていきたいというふうに思います。

この問題はこれで、またいろいろ伺いに行きますから、よろしくお願いします。

次に、エコフロンティアの問題ですね。毎回やってんじゃねえかというふうな声も聞こえましたけれども、毎回やるというのは解決しないからやるのであって、解決すればやらなくて済むんです。その一つは、やはり事業団が本当に私たちに真剣になって向き合って、市長は理事ですからあれでしょうけれども、話し合いに乗ってくれば、何もここで話さなくてもいい問題もあるんですよ。

ただ今回、一つは、前々から言っている本来、受け入れ基準にない物を受け入れたときに、あの施設がどうなるのかと。しかも中間処理施設でなくて、最終処分場としてあるということが一つの問題なんですね。

今全国で、特に東北で問題になっているのは、中間処理施設さえできない。ああいう汚染物質の。それがあそこに大量に来ているということなんですよ。8,000ベクレルとよくいわれますけれども、8,000ベクレルというのは1キログラムの中にある量なんですね。私たちが県に700億ベクレルを超えているだろうと言ったら、うんともすんとも言わない。黙認していましたね、黙って。違うとも言わなかった。

それから大分入っていますので、あそこにエコフロンティアかさまの中には、1,000億ベクレルを超えるさまざまな放射性物質が入っているんじゃないかというのが私たちの憶測です。それを正しい処理をちゃんとしていただかないと、水に溶けて潤沼川を汚染するということになりかねないというので、こういうことをです、というのは、事業団の担当者に聞いても、どこに埋めてあるかわからない。あの辺だとかいうふうに言うだけで。行ってみれば、みんなほかの物と一緒にわかんない。その辺のことについて、市としてもしっかりと私は確認してもらいたい。その辺、どうでしょうか。ちゃんと、あそこの場所にこうやって隔離されてあるんだという確認しているのか、その辺をちょっと。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木貞夫議員の質問にお答えします。

漏出しないよう隔離された処理が取られているかのご質問でございますが、事業団においては、放射性汚染物質汚染対処特措法の基準に基づき埋め立てておりまして、このことは市の方でも確認しております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 特措法って、表紙でこういうのがありますよね。環境省が出している。これは表紙しかありませんけれども、ページ数は相当ありますよ。8,000ベクレル問題ができる以前から出ていて、このガイドラインどおりにはなってないですよ。全然ね。屋根をつけて隔離するというのがこの中に書いてある。一時保管する場合においても。だから今の状態だと、隔離してあるかどうかはわからず、ただ単に置いてある。これは2年

ほど前の、今度23日にありますけれども、環境保全委員会でもある委員の先生から問題になっている。ただ埋めておいただけじゃだめだと。ちゃんとシートを掛けてある。雨水が入らないようになっているか。2メートルぐらいのビニールシートをただ置いただけじゃだめだというふうに厳しく指摘したのを私は思い出します。

私はこれに沿っていればいいとは思いませんけれども、少なくとも特措法に書かれている、言い出せばきりがありませんけれども、ちゃんとした処置の方法が指定されているんですよ。それをやるには今埋め立てている上にやたらこういうのを置いてしまったんじゃないというのが実際に、やはりこれからもその辺のことを管理者はしっかりやっていただきたい。いいです、この問題ね。

次の問題です。私は今回、一つ問題にしたかったのは、二つ目の第10回監視委員会における事業団の態度なんですね。そのことについては、この監視委員会が終わった後に、県の事業団の担当者にも、また、市の課長さんにも、これはおかしいんじゃないかというふうに言いました。そのときに、皆さんあれでしょうから、ちょっと聞いて、いわゆるあそこの処分場ができたなら、どういう物が搬入するかという受け入れ基準があるんですよ。受け入れ基準ですね。それで次のページには埋め立ての問題もあって、その受け入れ基準に沿った物質を処理するようにこの施設はつくりますということが事業団の報告なんですね。

問題はそのときの事業団の説明なんですよ。ずっと説明していきました。こういうものを受け入れますと。ところが、欄外に来たら、飛ばしちゃったんですね。欄外のどこを飛ばしたか。廃酸、廃アルカリ、動物の糞尿・死体、爆発性・毒性のある廃棄物、PCBは入れないところふうにした。ところが、PCBの後に、「放射性物質及びこれによって汚染された物質は受け入れない」と書いてある。その放射性というところを抜いて読んでるんですよ。私はこんなふざけた話はないと思うんですよ。これが全部バツになっているならいざ知らず、そうじゃない、書いてあるんです。監視委員の人、10何人もいますけれども、だれも何も言わなかった。何でこれを読まないんだ。

その次のページにもちゃんと書いてあるんですね。そういう基準のところの下にはちゃんと、放射性物質。私はこれはおかしいと思うんですよ。これを読んで、ここにあるいろいろな産業廃棄物とか、何とか、紙くずだ、何かいろいろ書いてある。それを全部読んできて、わざわざ注意事項に来たら、ここだけ抜いて読む。これは私はないと思うんです。私は事業団は問題だと思うんですけども、その辺、どう思われますか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） ただいま鈴木（貞）議員の質問の内容は、本年1月21日に開催された第10回エコフロンティア監視委員会の中での説明でございますが、注意事項にあります廃酸、廃アルカリ、動物の糞尿・死体、爆発性・毒性のある廃棄物、PCB、さらに放射性物質及びこれによって汚染された物は受け入れできませんの注意事項、項目があるわけなんです、会議資料では記載してありますし、監視委員の方もその辺の内容

は既に承知のことであるとして説明をしなかったものだと考えています。

ただ、今後の監視委員会の説明におきましては、より詳細に説明するように事業団には既に申し伝えてあります。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） この問題については事業団ともちゃんと話し合いはしたいと思うんですよ。いつも同じような問題をしているわけですけどけれども、監視委員会というのは市の監視委員会なんですよね。事業団が主催しているんじゃないんですよ。市がメンバーを指定して、いろいろ資料はエコフロンティアかさまの事業団から提供されるけれども、主体は笠間市じゃないですか。その辺、どうなんでしょう。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） それは鈴木（貞）議員のおっしゃるとおりでございます。市が主催でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） であるなら、やはり事業団に対してもいろいろと疑問に思われている問題というのはあるわけで、しっかりと、やはり市として申し入れるということをお願いしたいと思います。これでまた、いろいろあるときには、部長のところにお伺いしますから、ということで、この問題は結構です。

本当に事業団が話し合いに応じれば、こんな問題解決しちゃうんですよ。全然話し合いに応じないというところにあるんですよ。市長さん、理事ですから、一つ、その辺のことを事業団の方に。

それはさておいて、最後に森林湖沼税の問題、ちょっとお聞きしたいと思うんです。というのは、何日か前、二、三週間前ですけども、朝8時ぐらいからすごい音なんですよ、家の周りで。そうしたら電話が来て、これは何の音だ。8時、私も起きていました。見に行ったら、草刈り機で下刈りしているんですね。ただ、下刈りしてくれて、見通しもよくなって、隣のうちの明かりが見えるようになって、ああ、きれいになったなど。間伐もしてもらいました。

そこで問題なのは、せっかくこういう事業をやりながら、付近の人が全然知らない。森林湖沼税でこうだよと言ったら、何それ、ということですね。せっかく来ても、だれが来て急にやったのか、何なのかということがわからない。それで、境でここまでやったらこっちはやってない。同じような状態の森林があるわけ。何であそこの所はやらないんだ。それは山の主が違うんだろうというふうに私は言ったわけですけども、住んでいる人たちにとったら、山全体一つに見えて、だれの山かわからない。やるなら、その面ですっきりきれいにしてもらえればいいのになというのが率直なあれなんです。

やはり地域の人たちと、おかしなことは私はここでは言いませんけれども、言われたんですよ。そんなことはないよとは言っておきましたけれども、とにかく、そういうふうな

勘ぐりみたいなことを地域の人が持たないように、ちゃんと計画をやって幾日からやると。8時から五、六人の人がチェーンソーをバンバン振り回したら驚いちゃう。

それと、切った台がこのくらいの長さに適当に切られて山積みになっている。これが2間ぐらいに切っておいてくれば、使えたと。みんなこのくらいに切られたんじゃ、こっちもさっちもいかない。だからそういう相談をして、どこかに集めてやるということは大変にしても、地域の人には使えるというふうなあれだったらある程度の長さで切ってもいいと。私が言ったら、3本ばかり、このくらいの竹を切って、私のうちの方へ引きずり出していただきましたけれども、そういうことを配慮してやれば、やはりああいう山を持っている人も、その周りの人も私は関心がふえると思うんですね。ここに書かれた質問というのは、そういうことを中心に、これからぜひやっていただきたい。

それと、言われたこと、これ、やめてほしいんです。タバコ。山になっている。ヒノキの葉、スギの葉が、枯れたときにタバコを投げられたら火事になっちゃう。私は吸わないからそういうことをしないけれども、一応道路だから、だれか来るからね。そういうことがありますので、森林湖沼税を使ってせっかくやる間伐材の利用をするからには、ということなんです。その辺のことについて、何かあれば。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長（神保一徳君） 答弁の前に、どの問いにお答えすればいいか、整理をしていただければと思うんですが。

○議長（小藺江一三君） 時間もないので、まとめてお願いします。

○産業経済部長（神保一徳君） まとめて、はい。今、議員からございますとおり、茨城県におきましては、森林や湖沼、河川などの自然環境を守るために、平成20年度から森林湖沼環境税を導入しております。本市においては、この財源を活用した森林機能緊急回復整備事業、身近なみどり整備推進事業、いばらき木づかい環境整備事業などを実施しております。

これらの事業の選定につきましては、県の森林機能緊急回復整備計画に基づくものや、市民からの提案によるもの、また、公共施設の所管部署からの要望によるものなど、それぞれの事業要件に基づき、決定をしております。

間伐した木や枝の活用につきましては、森林機能緊急回復整備事業におきまして、市が実施する集積間伐等では特に成長が悪い材木を伐採するために、現在のところ活用しておりませんが、笠間西茨城森林組合が実施する間伐では、常陸大宮市の宮の郷木材事業協同組合に搬入をして活用しているところでございます。

あと、身近なみどり整備事業におきまして、これは周知がどうかという話もございましたが、週報等により市民に周知をして、地域の皆さまから提案や意見を参考として事業を実施しております。間伐事業の実施後には森林湖沼環境税を活用した事業である旨の看板を設置しております。

また、森林湖沼環境湖沼税の意義やその用途などを広く県民に理解していただくため、本年度いばらきの森普及啓発活動支援事業により、県産材を利用した木工教室の開催、パンフレットの配布などを実施しております。

先ほど議員からございましたように、これからもこういった森林湖沼環境税の關係の事業に関しましては、PRをしていって、これをやっているということを周知を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） この森林湖沼税の問題については、あらかじめお話ししていたので、こういう質問の仕方をしましたけれども、要は、地域の人たちに対してちゃんと理解できるようにやっていただかないと、せっかくやっている事業がおかしく思われる可能性もあるので、その辺は十分配慮しながらこれから取り組んでいただきたい、そのように思います。

この問題についてもまだいろいろありますから、またいろいろ問題が起きたときとか、地域から要望が出たときには、担当の部といろいろご相談をしていきたいというふうに思います。

最後に一言。私は市長さんに見解を一言伺いたかった。やはり、東海第二原発の問題というのは……。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）議員に申し上げます。蒸し返しは一応禁止ということになっています。蒸し返しはなし。

以上で、鈴木貞夫君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。2時10分に再開いたします。

午後1時57分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

23番石崎勝三君が着席いたしました。

8番野口 圓君の発言を許可いたします。

○8番（野口 圓君） 8番野口 圓です。通告に従いまして、一問一答式で質問させていただきます。

まず初めに、児童虐待の件なんですけど、前回の12月の定例議会で幼児虐待の問題を取り上げました。しかし、その後、12月30日付の読売新聞で、全国で所在不明児が4,176名という記事が載りまして、この所在不明児というのは、定期健診が1歳未満と1歳6カ月と3歳、3回あるんですけど、その時点で定期健診を受けないで、連絡をとってもとれない、そういう乳幼児のことを所在不明児というんですね。それが全国で4,176人いたと。

中でも茨城県は134人となっております、全国47都道府県のうちで上から6番目に多い数字となっております。

この所在不明児は、笠間市では何人になっているか、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

○保健衛生部長（安見和行君） 8番野口議員の質問にお答えいたします。

今回の不明乳幼児につきましては、健診未受診児のうち、訪問しても所在が確認できなかった就学前の乳幼児を対象としております。

読売新聞社の調査については、平成24年度に実施した乳幼児健診において、乳児健診未受診児で1名、1歳6カ月児、健診未受診児で3名、3歳児未受診児で3名の計7名でございました。

現在、その7名のうち、1名は海外への里帰り出産であるため、子どもとはまだ会うことができておりません。しかし、父親とは連絡をとっております。

その他の6名につきましては、家庭訪問や健康相談等で子どもと保護者に会うことができております。

また、電話等で保護者から現在の状況について確認したり、医療機関での予防接種での状況についても把握できております。

このことから、笠間市において、不明な乳幼児は海外在住の1名となっております。

なお、平成25年度における乳幼児健診等においては、全員確認できておりますので、不明児はございません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） わかりました。所在確認が電話で済ませていたんじゃないかなと思ってはいたんですけど、きちっと対応していただいておりますね。

今の不明児のことはもういいですけども、3月7日付の各新聞には、2013年の児童相談所が受けた虐待通告が前年を5,200件上回って、2万1,603件に上ったというふうにあるんですね。前年を5,000件上回ったというのはちょっと異常なんですけれども、児童虐待そのものが世間に認知された結果によって、急にこういう通告がふえたんだというふうにも思えるんですが、ともあれ、乳幼児の虐待を防止するキーポイントは、早期発見、早期対応でありますので、乳幼児の定期健診は虐待を発見するチャンスでありますので、不明のままにしておかないで、あらゆる手段を講じて不明解消に取り組んでいただきたいと思っております。

全員所在がはっきりしたということで、結構だと思います。

以上で、児童虐待の質問は終わります。

次に、2番目の雇用対策について、伺います。

日本の社会が新しい社会問題を生み出したその根底には、個人の孤立化、つまり、人間のつながりがどんどん失われていっている状況と、不安定な雇用がもたらす将来への漠然たる絶望感というか、空虚感があるように思えます。安定した雇用があつて、初めて安心した生活が送れます。

しかし、今や労働者の3人に1人が派遣労働等の非正規雇用であることから、不安定な雇用の改善が求められております。

我が笠間市の雇用の実態とその取り組みをお伺いします。

初めに、笠間の不就労者、要するに、職に就いてないでいる方の実数はいかほどか、また、それは全就労人口に対して何割になるか、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長（神保一徳君） ただいま就労者の実数とのご質問をいただいておりますが、就労者という文言につきましては、行政において一定の定義づけをして用いているものがございませんので、行政が把握しております雇用の実態を表わす統計でお答えをしたいと思います。この数字につきましては、5年に1度の国勢調査の際でなければ、市町村ごとのデータが取れないということから、少し古いデータになってしましまして、景気が回復傾向にございます現在とは状況が異なるものでございますが、参考までにお答えをいたしますと、市単位の就業率が確認できます平成22年調査におきまして、調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして、積極的に仕事を探していたいわゆる完全失業者数でございますが、これが市内で2,322人ございました。

また、全就労人口に対する割合でございますが、労働人口が4万494人でございますので、完全失業者数がさっき申し上げましたように、2,322人でございます。これを割りますと、5.7%となっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 不就労率が今5.7%という数字が挙がりましたけれども、その数字をどういうふうにとめられますか。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） なかなか絶対的な数字の評価は難しいところがございますが、このときの茨城県の平均を計算いたしますと、6.68%でございます。県内市町村の順位で言いますと、10位ございましたので、県内の比較におきましては、笠間市は比較的完全失業者が少なかったというふうなことになるかと思っております。

また、最近別の手法でございますが、有効求人倍率で見ますと、平成22年が0.34、平成23年が0.45、平成24年が0.48で、直近のデータでございますが、平成26年1月については、0.69となっておりますので、雇用面では環境がよくなってきているものと考えております。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 就労率を上げるためにどのような取り組みをされているか、お伺いしたい。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 就労率を上げるための取り組みについてのご質問でございますが、バブル崩壊、リーマンショック等々の影響によります経済状況の悪化が続く中、市といたしましては、就業率を上げるためには雇用の場の確保を最重要課題ととらえまして、平成21年度に新たに企業誘致推進室を設置いたしまして、企業誘致を積極的に推進してまいったところでございます。

また、笠間市単独の施策といたしましては、中小企業者の能力向上並びに失業者、未就職者、学生及び非正規雇用者の正規雇用を促進するために、就職に役立つ資格を取得する際に必要となります試験の受験料、または受講料及び旅費について補助する制度を平成22年度から実施をして、就労の手助けを行っているところでございます。

さらに、ことしの1月には、笠間市で初めての取り組みでございますが、市内企業と学生が一堂に会する就職面接会というものをハローワーク笠間と共同で、市内の企業15社に対し就職希望者51名の参加をいただいております、現時点で18名の内定者が出ているという報告を受けているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 資格取得に対する補助をしているということですが、これ、何件ぐらいの申し込みがあったかもお伺いしたい。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 資格取得に対する補助の件数のご質問でございますが、近年のデータで申し上げますと、平成23年度が30件、平成24年度が11件、平成25年度は今現在で8件となっております。

取得資格の具体的な内容といたしましては、フォークリフトの運転技能講習、玉掛け技能講習、小型クレーン式運転技能講習等々、土木、石材関係の技能資格が中心となっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） わかりました。あと、就職面接会については茨城新聞でも報道されていまして、県内で初の試みであるというふうにあって、小さな会社、何という会社だったかちょっと忘れちゃったんですが、自前で面接会なんていうのも開けないので、非常に助かったというような講評が載せられていたけれども、もう少し詳しい説明をしていただきたい。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 就職面接会につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、笠間市として今年度より新たに取組んだ事業でございます、平成26年1月22日に市内のパークスガーデンプレイスで開催をいたしました。

対象企業といたしましては、原則として笠間市内に所在がございまして、ハローワーク笠間に求人登録をしている事業所で、15社が参加をしたところでございます。

面接の対象者といたしましては、平成26年3月卒業予定の高校3年生及び大学生、短大生、専門学校生といたしました。

なお、既卒の3年以内につきましては、新卒扱いとして参加できるような対応も図っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） わかりました。あと、雇用の場を広げる施策は行っているか、お伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 雇用の場を広げる施策についてのご質問でございますが、雇用の場の確保や中小企業の育成等につきましては、県や国でもさまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、先ほど申し上げました企業誘致のほかに、地元中小企業の育成を目的とした市町村金融事業において、中小企業者の融資保証料及び利子を補助いたしまして、地元中小企業の育成を行うとともに、各地場産業への支援を行うことにより地域経済の活性化による雇用の拡大を図ってまいったところでございます。

さらに、市民雇用創出の支援といたしましては、企業が新たな設備投資など一定の条件のもと、市民を雇用した場合に補助をする優遇制度を設けております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 利子保証は何社ぐらい実績になっていますか。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 何社といえますか、対象件数になってしまいますが、平成24年で606件、25年で630件となっております。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） あと、市民雇用の優遇制度というのも何社が利用されて、何人雇用されたか、お願いします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 市民雇用の優遇制度につきましては、昨年度から行っている事業でございますが、ご相談を受けることはあるんですけども、申請自体に至っていない状況でございますので、実績はございません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） わかりました。残念ですね、実績がないのは。

では、2番の雇用対策の4番目の質問に入ります。

景気の低迷が続く中、企業を誘致して雇用の場を広げるという課題は大変な仕事だというふうに思っています。ですから本気になって、あらゆる知恵を絞って、どこからでも先進事例を学んでさまざまな方法を取らないと改善は難しいかなというふうに思います。

先進事例の一つに沖縄県の取り組みがあります。沖縄県は本土から遠く離れ、また、企業も成長しておらず、米軍の基地と観光の県でございまして、子どもを大学までやっても、職を求めて本土に移ってしまうという、沖縄にどうしたら企業を呼べるかという節実な思いがあって、担当者の方からそういう話を聞きました。

沖縄では、一番最初に取り組んだのは、すぐに取り組める、距離に関係なくできる仕事ということで、コールセンターに目をつけまして、電話1本ですから数秒でつながるわけですけども、コールセンターを集めた。

その次に、沖縄の強みは何かと考えて人材であると、人材の宝庫だというふうに自分たちで決めて、IT産業の育成と誘致に乗り出している。今では企業育成センターが県内で21カ所設置されて、ことしは50社が那覇市に来ることになっているというようなことです。

少し紹介しますと、那覇市に進出した情報系通信関連企業の推移ということで、平成12年が20件、平成23年度が150件、そこで働いている人も最初は2,000人だったのが、今は1万4,000人になっている。沖縄県自体ですと、平成2年から14年までは50社、今現在は237社、就労人口は当初4,899が、今2万1,758という、大体4倍ぐらいの形で推移しております。

IT関連のものを最初にどういうふうにやっていったかということ、IT創造館というのをつくって、要するに、インターネット関係に子どもたちや就職する人たちが身近になるように、そういう建物を建てて、そこでさまざまな企業を起こしていく作業と、周知していく作業を始めて、今は非常にすごい勢いでIT関連の企業がふえていると同時に、さまざまな職業が生まれているんですね。

このチラシなんですけれども、ITアドミッションオフィス、就労サービスと書いてありまして、IT関連企業の社員の募集なんですけれども、雇用契約を結んで賃金をもらいながらITの基礎、中級研修へと行きますと。就労に必要なスキルを取得して、プロジェクト参加企業へ正規社員としての就職を目指しますという、こういう取り組みをやっているんですね。

さまざまチラシをたくさんもらってきまして、非常に多彩で、そして数も多い就職の関連のものがございます。後で商工観光課にお渡ししますけれども、要するに、笠間市は交通のアクセスがとてもよくて、非常に広い敷地を持っていて、人材もいてという状況で、なかなか企業が進出してこない。企業が何を求めているかというアンケート調査を行ったかどうか、お伺いします。

○議長（小園江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） ただいま議員が沖縄の例も引きながら、笠間市として企業が何を求めているか、アンケート調査を行ったかどうかというご質問をいただいております。

平成20年8月から平成25年11月までに8回、総数で6,431社ほどの企業立地を目的とした

アンケートを実施しております。

その中の直近のアンケートにおきましては、市の支援に対しての主な要望については、用地取得に対する助成、設備投資に対する助成、あとは税制面での優遇策というような結果になってございます。以上です。

○議長（小園江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 用地取得に対する助成の答えをお聞きしたい。それから設備投資に対する助成の答え、そして税制面での優遇措置の市の対応をお伺いしたいんですけども。

○議長（小園江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） まず、用地取得についてでございますが、笠間市としては用地取得に対する助成は行っておりませんが、例えば県におきましては、事業所等の新增設にかかる家屋及びその敷地の不動産取得税を課税免除をする優遇制度を設けております。

次に、設備投資に対する助成ということでございまして、これに関しましても市として直接的な助成は行っておりませんが、ほかに中小企業事業資金融資あっせん制度というのがございまして、いわゆる自治金融、新興金融と言われるものでございまして、これによって借入れをした場合に、保証料や利子補給の支援制度というのがございます。

次に、税制面での優遇措置ということでございますが、市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とした、固定資産税の特別措置の優遇を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（小園江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 新聞報道によりますと、阿見町でもやっぱり3年間固定資産税を返還するとか、さまざまな取り組みを各地方自治体同士の競争のようになって、今誘致の条件を優遇しているところですよ。やっぱり市としても何らかの対応を取っていかねばならないんじゃないかなというふうに思います。

それから、2点目の企業誘致を実現するために、筑波大学であるとか、茨城大学との連携が取れるかどうか、伺いたい。

○議長（小園江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） ただいま大学との連携についてのご質問でございますが、市といたしましては、例えば地域振興、まちづくりという観点におきましては、筑波大学及び茨城大学、あと、常磐大学、武蔵野美術大学等と産学官の連携を図ってきておりまして、また就労体験の場として、笠間市といたしましても、大学、高校、中学から毎年インターシップを受けつけておりまして、平成25年度は大学生の9名、高校生3名、中学生7名を各課でさまざまな経験をしてもらいまして、将来の就労に役立ててもらう事業も実施をしているところでございます。

ほかにも笠間市の市内の企業につきましては、製造業の業種等が多くありまして、市として工業高校や専門学校を卒業した人材が望まれているということがございますので、平成21年度に組織をして、現在市内65社で運営をしてございます笠間市ががんばる企業応援連絡会と連携をいたしまして、地場・地元企業の振興、PRに努めているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） この大学との連携という質問した意味は、要するに、頭を切りかえるチャンスをつくってほしいという意味だったんですよ。さまざまな方がいると思えますけれども、役所の中だけで机に向かって出てくるアイデアというのはどうしても限られる。大学等で研究をしたり、そういう方面の調査をしたりしている人たちがいるわけですね。そういう人たちの意見を聞いたり、アイデアを聞いたりする場をつくっていただきたいなど。

沖縄では結局どういうふうにやっているかということ、県内の大学と企業とそして役所とが定期的に話し合いをしたり、方向性を話し合ったり、どうしたら雇用の場を広げられるかという接点でさまざまな取り組みをしているわけです。ですから、今までの就職の窓口とか、そういうインターン制みたいなあれで人も来ているんでしょうけども、そういうことでなくて、お知恵を拝借する、要するに、自分たちの殻を破る、インパクトのある何か、そういったものをつくれるような大学とのつながりは取れないかということなんですけど。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 現実におきましては、こうといった特化した形ではそういう連携というのは十分に行われていないという現状がございますけれども、今後、そういったことも念頭に置きながら、こういった雇用に関しましても検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） ありがとうございます。ともかく、そういう形で待っていると、全国平均並みの、景気がよくなれば少しはふえてくる。景気が悪くなればまた減っていくという、その波にもまれるだけで、そこを破った沖縄の先進事例なんかも学んでいただいて、笠間も活気のある企業がどんどん集まって来るような、そういう所にしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。2番目の雇用対策の質問は終わります。

3番目の工業用地の未売却用地についてなんですけれども、茨城県は各地に造成した工業団地を多く抱え、それが県財政を圧迫している現状であります。

1番、笠間市内にある県所有の工業団地の未売却の用地について、面積、件数、金額を示していただきたい。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 8番野口議員のご質問にお答えをいたします。

笠間市内にある県所有の工業団地のうち、未売却として現在あるのは、友部地区にある茨城中央工業団地笠間地区の1件でございます。

その総面積は約109.1ヘクタール、分譲面積は約74.3ヘクタールでございます。

分譲金額につきましては、注文造成のため、契約時に決定することとなっておりますので、分譲価格を示すことはできない状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 109ヘクタールというと、100町歩ですよ。分譲可能なのが74ヘクタール、ここに工業用地として全部入って、固定資産税が徴収できるとしたら、いくらぐらいになるか、教えてください。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの固定資産税の金額でございますけれども、実際工業団地として100ヘクタール、100%使用した場合、約4,700万程度でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） わかりました。4,700万、ありがとうございました。

2番目に移ります。市の所有する工業団地、その他未売却の用地について、同じように、面積と件数と金額をお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 市の所有する工業団地で未利用の用地は現在ございません。笠間東工業団地に、売却ではなく、賃貸した区画が1区画ございますが、太陽光の発電施設として20年契約で貸し付けをしております。

また、工業団地以外としては、稲田石材団地に0.9ヘクタールの未売却の区画がありますが、笠間西工業団地にあります大化工業株式会社から事業拡大に伴う用地購入の希望があり、現在契約準備を進めているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 笠間市の所有する工業団地はないと。ただ、今太陽光で1件賃貸していて、もう1件は契約の予定であるというんだね。この石材団地の部分のあれで年間にかかる費用、経費はどのぐらいになるか、伺いたい。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 市内の未売却用地の維持費用でございますけれども、稲田石材団地でこれまで草刈り等の管理費として25万7,000円を支出してはりましたが、売却後は維持費用はなくなります。

なお、茨城中央工業団地笠間地区の維持管理の経費につきましては、草刈りなどの費用といたしまして毎年300万程度の支出であると伺っております。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 県有地なんですけれども、市内にある県有地のことで、県と市で

タイアップした企業誘致の活動は行っているかどうか、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 県とタイアップした誘致活動についてでございますが、茨城県主催で実施するいばらき産業立地セミナーやいばらき産業視察会などに参加し、誘致活動を実施しております。

また、市内に進出意向のある企業情報などについて、その都度茨城中央工業団地笠間地区を所管する県の事業推進課や産業立地推進東京本部にも情報を提供いたしまして、茨城中央工業団地への立地を促しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） わかりました。あと、今オーダーメイド分譲方式という、企業が工場なり、なんなりが移転しようとする、そこの面積で、自分たちはこのぐらいの建物がほしい、こういう設備がほしい、こういう形の造成をしてほしいというような、オーダーメイドで分譲をして、最初は賃貸にしている、最後は買い取ってもらうという取り組みがあるんですけども、そういう方式は考えられているかどうか。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） オーダーメイド分譲方式の取り組みについてでございますけれども、茨城中央工業団地において実施しており、進出する企業の要望に沿った形状や面積の分譲画地が提供できるメリットがございます。

一方で、引き合いにあわせて造成工事に着手することから、引き渡しまでに一定の期間が必要になるため、現在枝折川以南の18ヘクタールの先行整備地区として伐採、伐根のほか、また、河川改修や調整池の整備工事を実施し、引き渡しまでの期間短縮を図っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 最後に言ったのは、何、今造成していて、引き渡しをするために取りかかっていると聞いたんですか。はい、わかりました。では、3項目目は終わります。

4項目目の大雪災害について質問します。

今、日本の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。TPPの問題、また、後継者の問題等々、ともかくなかなか、まず利益が出ない状況であることなんですね。さまざまな形で農業に対する支援や補助を国を挙げて行っていますが、今回の大雪は被害を受けられた農家が廃業してしまう、そこにとどめを刺すようなことになるかもしれません。ビニールハウス等では大きな被害が出ました。個人で所有するビニールハウス等への補助はなされないのか、また、何らかの救済策はとれないのか、お伺いしたい。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 大雪災害に対する対応についてのご質問でございます。まず、今回の大雪、大雨等による被害の現状でございますが、茨城県内でも農畜産物やハ

ウスの破損等で約11億3,000万円の被害が出てございます。

市内の被害状況でございますが、現状で把握をしておりますのは、ハウスの破損が30棟、農作物の冠水が1件となっております。

被害農業者の方々への補償、救済策でございますが、報道等もされておりますように、国におきましても、個人で使用するハウス等の再建・修繕費用の助成や、無利子資金等の支援措置が決定をしております。

事業内容の詳細が正式に決まり次第、県及び関係機関と連携をいたしまして、農業者支援に全力を挙げて取り組みたいと考えておるところでございます。

また、全国市長会の関東支部といたしましても、さらに手厚い支援策となるよう今週中に国へ要望書を提出する準備を進めておると聞いております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 先ほどの国の対応が一番早かったんですね。3月4日に参議院の予算委員会が開かれまして、公明党の西田まことが質問に立ちまして、林芳正農林水産大臣に今回のハウス等の撤去、もしくは全て国と地方自治体で補助し、農家負担をゼロにするという答弁をもらっているんですが、ビニールハウスの被害だけでなく、苗とか、そういったものにも被害が出ているわけなので、そういう物まで要望書の救済策に入っているかどうか。

○議長（小藺江一三君） 農政課長田中仁士君。

○農政課長（田中仁士君） 野口議員の質問にお答えいたします。

作物に対する支援が含まれているのかということでございますけれども、国の支援策の中には作物に対する支援策は含まれてございません。

県の災害条例を適用になった場合にその作物に対する支援が受けられるということになりますが、今回笠間市の場合には、ほとんどが親株であるとか、親となる苗のハウスが損壊ということでしたので、この災害条例の適用は受けないということになりますので、作物に対する支援はございません。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） そういう、親株であるからだめだということですので、しょうがないのかなと思うんですけれども、さまざまな形で手を差し伸べて、農業を何とか生き延びらせようという施策がずっと取られているわけですから、ここぞというときに、それが片手落ちだったり、見落としだったり、救済の手が差し伸べられないとなると、本来の支援になりませんので、きめ細かな救済策を実現できるように、切にお願いいたします。以上で終わります。

○議長（小藺江一三君） 以上で、野口 圓君の質問を終わります。

---

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議はあす午前10時より開きますので、時間厳守の上、ご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後2時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署名議員 石 松 俊 雄

署名議員 海老澤 勝